

平成30年第2回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成30年6月19日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 今田 佳男 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 川本 円 議員

平成30年6月19日開議

(平成30年6月19日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	欠 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時58分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで一言申し上げます。

昨日午前7時58分に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震により、一夜明け、死傷者、避難者等が明らかになってきております。お亡くなりになられた方々に対しまして謹んで哀悼の意を表するとともに、負傷者、避難者の方々に対しましてはお見舞いを申し上げます。災害はいつどこで発生するか誰にも予測できません。常日ごろから危機管理意識を高め、防災・減災に目を向けることが大事であると痛感しており、なお一層の心がけをしてまいりたいと思います。

お手元に議事日程表第3号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問順位4番，今田佳男議員の登壇を許します。

1番（今田佳男君） おはようございます。

議長の御許可をいただきましたので、発言通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

1. 教員の確保問題について質問します。

広島県内の中学校で非常勤講師を確保できず、授業が実施されていなかった事態が発生しているとの報道がありました。県知事は記者会見において、「今、教頭であるとか他の先生が代替えするという形でしのいでいるわけですがけれども、これはやはり早期の確保に向けて必要な取組を進めていく必要があることだとは思っています。生徒たちに負担がしわ寄せされるというのはできるだけ避けていくことが望ましい」と述べられる一方、全国的にも教員の人材確保が難しい状況であることも述べられています。5月16日の新聞報道では、県内公立小中学校など36校で39名の欠員が出ており、ほかの教員が担当の授業数を増やすなどしてカバーしているとのこと。その中で、竹原市も非常勤講師が2名欠員とされています。現場でのやりくりは大変な御苦労があると思いますが、現在の状

況、今後の対策をお聞かせください。

2. 企業誘致について質問します。

その1. 産地競争力強化事業について質問します。

産地競争力強化事業は、平成29年度の新規重点事業です。私は昨年9月の定例会において事業の計画を質問し、この植物工場の事業計画につきましては生産から販売までを関連企業等で行うこととなっており、工場の建設については本年、平成29年10月に着手し、平成30年4月の操業開始に向け現在準備を進めているところでありますと答弁をいただきました。先日、竹原工業・流通団地に行きましたが、操業されているようには見えませんでした。操業が遅れると、事業計画、収支予想が変更になり、投資のための多額の借入金があることから資金繰りにも影響があると思われまます。現状、今後の見通しをお聞かせください。

2. サテライトオフィスの誘致について質問します。

以前、今後の企業誘致では、空き家等を活用した企業のサテライトオフィス、研究所等の誘致も検討されてはいかがでしょうかと質問しました。答弁は、今後の企業誘致につきましては、平成28年度から広島県では、これまでの企業側が労働力と土地を求めて工場等の進出を図るスタイルからヒト・機能の誘致についても必要であるとの考えのもと、オフィス機能や研究・研修などの機能の誘致を推進しております。本市におきましては、分譲率が80%を超えた竹原工業・流通団地の完売に向けた取組を推進するとともに、市内への立地の可能性を検討するための調査を行っておりますので、こうした取組とあわせ、今後も効果的な企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますということでした。広島県は廃校舎などを改修して企業に短期間使ってもらってお試しオフィスを県内6市町村に設けると決め、9月にIT関連企業などの受け入れを始め、サテライトオフィスの開設を働きかけるとの報道がありました。その中の1カ所である江田島市沖美町のコミュニティスペース「フウド」を見学したことがあります。以前は市の就業改善センターであった建物をリノベーションして交流スペース、移住相談窓口、シェアオフィスを設けた施設です。竹原市でも廃校舎など有効に活用すべき施設があります。今後積極的に取り組むべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

3. ふるさと納税について質問します。

1. ふるさと納税の現在の状況と今後の取組について質問します。

竹原市のホームページでふるさと納税の寄附の状況と活用実績を確認することができま

す。それによりますと、平成28年度は件数2,344件、金額3,876万1,350円であり、平成27年度の84件、386万4,000円と比較して大幅な増加となっています。ネットでの取り扱い、地元特産品などお礼の品の充実が要因と考えられます。指定用途は「人にやさしいふるさとづくり」、「魅力あふれるふるさとづくり」、「竹原の資源を活かしたふるさとづくり」ですが、竹原市の貴重な財源となるものであります。平成29年度はどのような状況だったのでしょうか。また、今後新しい取組をお考えでしょうか、お聞かせください。

企業版ふるさと納税について質問します。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に寄附額の3割を企業の法人関係税から税額控除する制度です。制度の流れは地方公共団体が地方版総合戦略を策定し、次に地域再生計画を作成して内閣府の認定を受けた後、企業からの寄附金を受けることとなります。広島県内では、東広島市のふるさと里山再生プロジェクト、江田島市の公共交通の情報提供機能向上による観光誘客計画などが対象事業となっています。事業費の最少は北海道美唄市のサイクリング観光客受入計画で、事業費が13万5,000円です。有効に活用可能な制度であり、今後検討すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今柴敏彦君） 今田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

2点目の企業誘致についての御質問でございます。

産地競争力強化事業につきましては、事業者において平成30年4月の操業開始に向けて植物工場の建設工事が進められておりましたが、レタス栽培のさらなる新技術を導入するための設備変更の検討などに時間を要したため、当初の予定から遅れが生じております。このため、事業計画の変更について国からの承認を受け、現在平成30年9月の操業開始に向けて整備が進められているところであります。この遅れによる資金面への大きな影響はないと事業者から伺っておりますが、事業者、市、県及び金融機関による強いまちづくり交付金事業に関する経営検討会を毎月開催する中で、工事の進捗状況等を確認するとともに事業運営計画や資金計画について協議をしております。引き続きこうした取組を

進めながら、本事業の円滑な事業開始を図ってまいりたいと考えております。

サテライトオフィスの誘致についてであります。本市における企業誘致についてはこれまで広島県と連携しながら企業誘致に努めてきた結果、竹原工業・流通団地の分譲率は84%、残り3区画2.2ヘクタールとなっており、引き続き当団地の完売に向けた取組を推進してまいります。

また、さらなる企業誘致の推進を図るため、市内の未利用地、未利用施設を活用した企業誘致にも積極的に取り組む必要があると考えており、現在江田島市等で進められている廃校舎や古民家等の既存施設を生かした取組も参考にしながら、事業者ニーズ等を踏まえ、今後のサテライトオフィスの誘致についても検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のふるさと納税についての御質問でございます。

ふるさと応援寄附金の平成29年度の状況につきましては、本市への寄附件数は前年度と比較して約400件増加して2,750件となっており、一方寄附金額については前年度と比較して約160万円減少しましたが、3,719万円余に上っております。こうしたことから、竹原に関心を持ち竹原を応援したい気持ちを持つ多くの方々に御寄附いただいている状況と考えております。今後は平成28年度に行った返礼品の充実やふるさと納税専門のポータルサイトの活用による情報発信の強化によって、従前に比べて寄附金が10倍程度に増加していることを踏まえて、これまでのこうした取組を継続していくことに加えまして、返礼品のさらなる充実に向けた新たな商品の掘り起こしによって、ふるさと納税の取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税につきましては、各地の地方創生の取組の実効性を高めていくため、国の交付金を活用した事業実施に加え、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要との考えから、平成28年度税制改正において創設されました。この制度につきましては、地方公共団体が寄附活用事業を企画立案し、企業に相談を行いながら寄附の見込みを立てた後、地方再生計画として内閣府に申請し認定を受けた事業に対して企業が寄附を行うことで税制上の優遇措置を受けることができる仕組みとなっております。当該制度の活用につきましては、本市はもとより寄附を行う企業側にも自社のイメージアップにつながるなどのメリットがある事業を企画立案する必要がありますが、企業ニーズ等も踏まえる中で他市町の実施状況等の情報収集に努め、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今田議員の1点目の教員の確保の問題についての御質問にお答えをいたします。

新聞報道にもありました市内中学校2校において家庭科の非常勤講師がこの4月から配置できていなかった問題につきましては、広島県教育委員会と連携しながら人材確保に取り組みまして、来週の6月26日から配置できることとなりました。このため、現在発令等の諸準備を進めているところでございます。非常勤講師不在の今年4月からこれまでの間の授業につきましては、他の市内中学校に勤務する家庭科の本務者に兼職を発令することで対応しておりましたが、関係者の皆様には大変御心配をおかけいたしました。今後におきましても広島県教育委員会に対して教員の適正な人員配置を要請するなど、市内中学校等の教員の確保に向けた取組を行ってまいります。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の教員の確保についてですけれども、今教育長がお答えいただいたように来週から配置されるということで解決ということになるかどうか、心配は1つ超えたということで1つ安心をさせていただきました。

昨日、大川議員の質問の中で教育長の所信表明ということがありまして、非常に感銘を受けるような所信を聞かせていただきました。ありがたいと思っております。その所信表明の最後にAIのことに、それからICT化のことに教育長が触れられまして、全力を尽くすということで締められております。今のAIとかというのを今後子どもたちの教育について非常に関係してくるということが最近あります。教育長も書かれているように47%の仕事がAIによって自動化されて仕事がなくなってくるという時代が来るのではないかというふうなことがかなり言われておりまして、最近「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」というふうな本が出たりしまして非常に危惧されております。調べて、一応新聞等を見ますと、そういうところに非常に力を入れているところ、埼玉県の戸田市というところがありまして、戸田市の教育目標は全ての生徒が中学校卒業段階で教科書を正しく読めるようにするというふうなことになります。私も時々小さい子なんかを見ますけど、本当に読まない子が最近増えていまして、教科書読めと言っても読めない、読まないというふうなことが多い。これは何とかしないといけないという思いは私も持っておりま

す。今の本の中に戸田市の例が挙げてありまして、読解力テストを戸田市は全生徒に指導してというか、やらせるというか、やってもらうようになっている。子どもだけではなくて先生もそういうテストをやって、自らやっているのだと。やってみるだけではなくて自分たちでつくってみるといところまでも進めて、何とか子どもたちの読解力を上げていかないといけないというふうなことが書いてあります。その本の中に関係することで、戸田市ではさらに学校内で先生たちが放課後集まって読解力テストの問題を自力でつくったり、どうすれば読めるようになるのか、授業の検討を毎週のように重ねたりしているそうです。その活動をしている先生に大変でしょうと尋ねると、いいえ、楽しいですという返事が返ってきました。もともと子どもたちが好きで、教えるのが好きで教員になっているので、子どもたちが分かっているという手応えを感じられるとうれしいのですという、こういう先生の言葉があります。

私、竹原市内の教員さんももう同じことだと思うので、できるだけ教員の超過勤務とか過重な労働ということにはずっと今までも一般質問の中で取り上げてきましたので、今回こういった形で教員の非常勤講師の不足があるということは教員の過重になるのではないかという思いで質問させていただきました。ですから、一応解決をされたということでもあります。答弁書の中に他の中学校の本務者が兼職をすることによって何とかしのいできた、2カ月しのいできたということなのですが、その間答弁にありますように非常に現場では御苦労があったと思います。やっぱり本務者の方がよその学校へ行かれると、その時間だけでも1人教員さんが欠けるというか、いないということだけでも大変な御苦労があるのだと思うので心配をしておりました。それで今回こういうふうな解決をしたということなのですが、現在非常勤とか臨時、こういった教員の数とか状況がわかれば教えていただけますか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 現在、市内の各学校における非常勤、それから臨時的任用の教員数の御質問でございます。

まず非常勤講師、それから臨時採用教員等と呼ばれている教員については非正規教員ということになりまして、その中にも常勤講師、非常勤講師と2つに区分される状況がございます。常勤の講師というのは正規の教員の産休であるとか、そういった代替教員として採用される常勤講師、それから今回の議員御質問にもいただいております家庭科等の専門教科の教員として採用される非常勤講師ということで御答弁申し上げますと、まず市内の

学校における常勤講師については小学校が9名、中学校3名の12名を任用している状況です。それから、非常勤講師については小学校が5名、義務教育学校の前期課程が2名、中学校が6名、義務教育学校の後期課程が1名ということで、先ほど教育長が御答弁申し上げました6月25日からもう一名非常勤講師が増えるという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 数で今初めてというか、聞かせていただいて結構な数おられるということ、これ正直申し上げて初めてこんなにおられるのだということがわかりました。今回、非正規の教員が不足ということだったのですが、これ原因は何か特に、こういう状態になっているというのがあるのでしょうか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 非正規教員の人材が不足している原因ということでございますが、幾つかの要因はあろうと思えますけども、1点目が正規教員の大量退職時期を迎えている中で正規教員の採用を、とりわけここ数年間増加をさせているということがございます。それから、教員の配置につきましては義務教育費国庫負担制度ということで、これについては義務教育である公立小中学校の教員定数は国の基準で決まっているわけでございますが、その定数で算定をされている人件費については国と都道府県が半分ずつ負担していると、こういう義務教育費国庫負担制度の中に総額裁量制ということが平成16年度から導入されておまして、都道府県の国庫負担の枠の中でその定数の中で都道府県が教員の人員を決められるという、これがいわゆる総額裁量制ということになります。この国庫負担制度の総額裁量制が導入されてから教員定数の中で非常勤講師を充てるということが可能になっておまして、定数を増やして非常勤講師を採用する制度を活用してきたということから非正規の教員が増加しまして、その数に見合う人員が不足している状況ということが考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 市だけで対応できる問題ではないというふうなことだとは思いますが、竹原市の中の生徒、子どもたちが困らないように頑張ってやってくださいというふうな言い方になるのだと思うのです。国とか県の制度がそういう形になっているということであれば。今回は一応2カ月で何とか補充をしていただいたということだと思

ます。今回家庭科だったのですけれども、家庭科以外でも、さっきのお話であると、同様のことが起こる可能性があるのではないかというふうなことを危惧するわけです。新聞報道では高校でも不足があって授業ができていないというような報道も以前ありましたので、人材確保ということは大切なことになってくると思うのですけれども、この人材確保全体的な考え方というか、その点についてお考えがあるでしょうか。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 人材確保についての基本的な考え方ということでの御質問でありますけれども、実はこれは広島県のみならず全国的な課題となっております。この臨時的任用の教員あるいは非常勤講師、こういう非正規の教員の不足というのは都道府県を越えましていわゆる争奪戦が行われているような、そういう厳しい状況にあるのが現在でございます。原則といたしまして、県から配当されております、先ほど次長が申しました教職員の定数に見合う人員については本来は県が配置すべきものでありまして、先般もその確保について私が直接県の担当にも要請したところでありますけれども、今後におきましてもそういった県教委に要請をいたしますとともに、市教委といたしましても関係機関と連携をとりながら日ごろからの人材確保に努めてまいりたいと考えております。

それとあわせて申し上げますと、先ほど再質問の冒頭で読解力が重要だという御指摘をいただきましたが、まさに炯眼でございまして、私も昨日の話をさせていただいた中で、これまでの知識ベースに加えてそれを活用して多くの人々と協働しながら予測不可能なこれからの問題にも対応できる人材を育成していく必要があるということを申しましたけれども、例えば読解力をきちっと身につけていないと数学の問題に当たっても、その数学の問題の本質が読み取れないと解けないわけでありまして、あるいはICTを駆使して問題を解決する力量を持っていても、何が問題かというところを判断したりあるいは試行したり、あるいはそこを読み解く読解力というようなことが身につけていないと、これはいけないわけでありまして、そういう読解力ということをも身につけていくというのは日々の授業の積み重ねということもございまして、議員御指摘のように学校の働き方改革を推進していく中で、もちろん教職員の皆さんの健康管理とともに、もう一つは子どもたちと向き合う時間をきちりと確保していく。そういう中できちんとした教育が進んでいく。こういうふうに理解しておりますので、今御指摘いただいたことを大事に、教育は認知的な部分も非認知的な部分もしっかりと学校の中で取り組めるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） 先日、中学校の話し方大会というのがありまして、私も聞きに行ったのですが、12人の生徒が発表しました。教育長が最後に講評されたのですが、一人一人、12名全部丁寧に講評されまして、ちょっと長いかなというふうな思いもなかったことではないのですが、本当に丁寧に講評されて一人一人を大切にいただいているということは感じました。是非今後も頑張ってください、竹原の教育のために検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、企業誘致について質問させていただきます。

産地競争力強化事業、これは通告というか、さっき申し上げたように昨年9月に一般質問で1回取り上げました。その時にお答えいただいた中で概略を私が酌み取った中身で申し上げますと、初年度は約40%の稼働率、フル稼働は1年後と、生産するのはリーフレタスで50%を関連企業が契約取引する覚書を交わしていると、事業主体は民間であり、市が補填、支援などの関与はできないということが大体のポイントであったと思います。今回質問させていただきまして、4月の操業予定が9月になるよというお話だと思うのです。遅れる理由なのですが、レタス栽培のさらなる新技術を導入するための設備変更の検討などに時間を要したためと、これが遅延の理由になって言われているわけです。事業計画の変更について国の承認を受けてというふうな流れで御説明いただいております。この新技術ということ、会社の企業秘密的なこともあるのだと思うのですが、普通でない、従来のレタス工場でない、特にすぐれた新技術というような中身であるのかどうか、わかる範囲で御説明願えますでしょうか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 竹原工業・流通団地に現在建設をしております植物工場についての御質問でございます。

先ほど市長が御答弁申し上げましたように、レタス栽培に係る新技術の検討に時間を要したということで、今年9月から稼働予定ということでございます。新技術の内容についての御質問でございますけれども、これは完全閉鎖型の植物工場で、光を当てて植物を無菌状態の中で栽培するというものでございまして、今回検討された技術につきましては3点あるというふうに伺っております。

まず1点目が、高密度栽培高輝度LED照明システムというものでございます。2つ目

が、ステージ最適透過システム、これもLED照明に係るものでございますけども、そういったもの。それから、3つ目がセンター収穫方式及び播種移植の自動化システムというものでございます。こういったもののシステムの導入によりまして従来の栽培方式に比べて栽培期間の短縮が図られるとか、収穫量が増えるあるいは電気代、かなり電気を使いますのでそうした電気代が削減できる、あるいは自動化することによりまして作業の効率化が図られるというようなことでお聞きしている状況でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 従来、いろんなところにレタスの工場があるのだと思うのです。それで今回竹原市の工業団地にこういったものがつくられると。従来のものよりもいいものつくるという意味で、今部長が御答弁になったような研究をされているというふうに理解をすればいいのだと思うのですけれども、御答弁の中にあります強いまちづくり交付金事業に関する経営検討会、これは定期的に行われているというふうなお話だと思うのです。この協議の中に市も入っているということで御答弁いただいております。事業者、市、県及び金融機関による強いまちづくり交付金事業に関する経営検討会という御回答なのですが、これ9月にも1度聞いて、念のためということになると思うのですけれども、こういうふうに約半年事業が遅れて、私が一番心配するのはやっぱりこれだけ事業が遅れると資金繰りとか収支計画等、普通非常に苦しくなります。金額がたしか5億円ぐらいの借入金だったと思うのです。そうすると、その借入の仕方とかいろいろあると思うのですけれども、その5億円の借入を償却していく、そういう事業の中で半年事業が遅延するということになれば、普通に考えると結構しんどいことになるのではないかというふうな危惧を持っております。それで今の経営検討会の方へ市も入って協議に加わっているということであれば、万一事業者の資金繰りが苦しいとかになった場合に市が補填するというか、補填ではないですが、補助をすとかバックアップするとかというようなことがあるかどうか教えていただけますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 現在この経営検討会につきましては、広島県担当課の方と竹原市と、あと融資を行います日本政策金融公庫あるいは市内の銀行、これは5つ銀行がございしますが、そちらの協調融資という形で事業者の方に融資が行われる予定ということで、これらの方がメンバーに入って、事業者から提出された事業計画ですとか資金計画、こういったものについて審査を行っている。また、進捗状況のチェックを行っている

というようなところでございます。稼働後あるいはこうした遅れによって事業者の経営等に支障が出るというようなことが仮にあった場合においても、市としてそういった補填といえますか、そういった関与は行わないということになります。ただ、国、県、市の補助金ですとか、今回のこれ竹原工業・流通団地の方に企業進出といえますか、そういった形で建設をされていますので、助成金といえますか、その設置に、進出に対する奨励金、こういったものを交付することにしております。そうしたことでするので、市としましてはそうした補助金ですとか奨励金を支出する交付主体として事業の実績報告等の提出を求めるとか、あるいは県と連携しながらそうした運営の状況を確認して必要に応じて指導を行うと。あるいは植物工場ということでリーフレタスの生産から販売まで行うということですので、産地としてそういったPRを市としても行っていくとかというような、そういった支援は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） せっかくというか、こういう形でいいことなので、そういった面での支援というのは必要であるというふうには考えます。

先ほどの繰り返しになりますが、検討会が定期的に行われているということであれば、今回私こういう質問させていただくのに、今年1月ぐらいでしたか、4月からレタスの工場ができそうだからあそこへ働きに行きたいというふうな人がおられて、どうですかねというふうなことを聞かれたのですが、実際いつごろになるかわからないというふうな回答をせざるを得なかったのですが、こういった形で定期的なそういう検討会が開催されるのであれば、今の企業の中のいろんなこともあるでしょうから全部が全部というわけにはいかないのだと思うのですが、流れを議会の方へ報告をしていただくようお願いしたいのですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 現在のこの経営検討会につきましては月1回行いまして、建設工事の進捗状況また今後の見通し、あるいは先ほど申し上げた資金計画等、そういったことについて聞き取りを行っております。また、販路を含めた今後の経営計画についても助言等を行っているというようなところでございます。9月の稼働に向けまして、現在急ピッチで工事をされておられるというような状況でございます。今後、必要に応じまして委員会等で報告をさせていただければというふうに思っております。よろしくお願

ます。

議長（道法知江君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） 報告の方はできる範囲ということにはなると思うのですが、よろしくをお願いします。

次に、サテライトオフィスの誘致について伺いたいと思います。

御答弁の中に積極的に取り組む必要があると考えておりという言葉があつて期待をさせていただくような思いでおります。それで広島県の、先ほど申し上げた6カ所、お試しオフィスということが出ているのですが、竹原市が入っていない。これは何か理由があるのでしょうか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） お答えをいたします。

議員から御紹介ございましたこの広島県の事業、お試しオフィス事業でございますけれども、これは今年度の新規事業ということで廃校舎ですとか古民家等を、また中山間の地域でそうした既存施設を生かして企業のサテライトオフィスを誘致するという、そういった県内市町で中山間地域内の施設の改修、設備投資等に要する経費の2分の1、これは上限は1,500万円というふうに聞いておりますが、そうしたものを支援するという事業ということでございます。本市の中山間地域につきましては田万里町と仁賀町の一部が該当するというところでございまして、今年度この地域内で本事業の対象として検討できる施設が特に見当たらなかったということもございまして、今回参加はしていないというものでございます。

議長（道法知江君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） わかりました。

今後、事業者のニーズ、こういうふうなものを調査してということになると思うのですが、けれども、いろいろつながりがあつていろんなところから情報をいただくのですが、徳島県の美波町というところがあつてマリンラボという施設というか、美波町サテライトオフィスプロジェクト、マリンラボというところがあります。ここでは16社のサテライトオフィスを誘致しているということです。徳島県と高知県の境目のところで、ここから行くと5時間以上車でかかるのではないかと思いますけれども、私から見るとちょっと不便なところではないかなと思いますが、そのマリンラボがネットでうたっているのが、徳島空港、高速鳴門出口から所要時間2時間程度、サーフィンやダイビングなど、マリンスポ

ーツの盛んな自然に囲まれた美波町，そんな美波町に現在進出しているサテライトオフィスを回る視察ツアーですということで，視察を受け入れますというふうなことなのですが，これは竹原にすると，広島空港，高速出口から20分というふうな，こういうふうなうたい文句になるのではないかと思うのですけれども，負けていないと思うのです。こういったところもありますし，それから同じ徳島県でも三好市では株式会社あしたのチームという会社のサテライトオフィスがあつて，本社は東京ですけれども，サテライトオフィスを開設して地元の高校生を採用していると。採用した生徒が非常にいい生徒だから，これ毎年採用するというふうなことをしているところもあるというふうに私が調べた範囲であります。これは近いうちには是非視察に行ってみたいというふうには思っておりますけれども，こういった事業者のニーズを捉えるというか，調査すると，どういうふうな方法を今お考えか，あればお願いします。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 先ほど市長御答弁させていただきましたように，現在江田島市等で県内6市町で進められているこうした古民家等の既存の施設を生かした取組，こうしたことを参考にさせていただきながら事業者のニーズの調査といいますか，現在も広島県あるいは市の方もそうなのですが，市内の空き地ですとか空き工場ですとか，そういったものがあるかというような問い合わせはございます。そうした進出意欲のある企業のニーズというものをしっかり聞き取りまして，市内の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。また，サテライトオフィスの誘致につきましても，こうした市内の未利用地，未利用施設の活用につながるということになるというふうに考えておりますので，その辺のところの企業のニーズというのはアンテナを広くしてしっかりとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 進出する意欲のある企業はあるというお話ですので，是非交渉事になりますから大変だとは思いますが，是非成功させていただくようお願いしたい。積極的に取り組むという，今言ったように御答弁いただいておりますので，私たちの方も調査とかということで勉強させていただいて，提供できる情報があればどんどん提供しますので，是非ひとつ成功させていくようお願いいたします。

次に，ふるさと納税について質問をさせていただきます。

ふるさと納税について私は聞きまして、29年度のことを質問させていただきましたら6月の広報に詳しく実は数字が出まして、ここでこちらの方でも確認したのですが、ふるさと納税は平成26年度からいいますと、平成26年度が52件で156万円、27年度が84件で386万4,000円、28年度が2,344件で3,876万1,350円、29年度が2,750件で3,719万5,008円という、こういう数字になるのだと思います。ホームページでこれは確認できまして、29年度がまだ掲載されてなかったのが今回こういうふうに聞かせていただきましたけれども、ホームページには応援メッセージも出ています。だから、2,000件を全部そのホームページに載せてやっていくというのは実は大変なことだと思うのですが、ホームページの応援メッセージを読むと非常にありがたいことが書いてあります。28年度の一番上にあるホームページの応援メッセージでは、竹原の魅力を全国に発信してください、それから行ったことがありませんがきれいなところですね、ふるさと納税を御縁に是非1度行ってみたいですね、こういうありがたいメッセージもいただいております。だから、これはどんどん活用して増やしていただきたいという思いがあります。それで、答弁書にありますけれども10倍ぐらいになっている。3年前からいうと10倍ぐらいの金額になっていると。昨日も多少説明があったのですが、現在の返礼率は大体3割、以前は6割というようなことがあったのだと思うのですが、現在の返礼率は3割ということによろしいのでしょうか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） ふるさと納税に関する返礼品の御質問でございます。

ふるさと納税につきましては寄附をする地方自治体に対する貢献ですとか応援をしたいという、そうした寄附者の思いをかなえるということと、あと都市と地方の間の財政格差を是正するというような、そういう仕組みをつくるということから創設された制度でございます。ただ、年々地域の特産品を得ることを目的とされて寄附を行うという方が増えてきたとか、あるいは自治体の方も高額な返礼品ですとか換金率の高い返礼品を用意するというようなところも出てきたというようなこともありまして、国において高額な返礼品の自粛ですとか、返礼品の額をおおむね3割以下に抑えるというようなことが望ましいというようなことで自治体に求められてきております。本市におきましても、こうした制度の趣旨を踏まえまして、平成29年度から寄附額に対して返礼品の額が3割以内になるように設計を改めて運用しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） 現在3割ということだと思うのです。

今度はこの御寄附をいただいたお金の使い道の方に考え方をもう変えていかないといけないのだと思うのですけれども、使途指定用途ということで、さっき申しあげましたように「人にやさしいふるさとづくり」、「竹原の資源を活かしたふるさとづくり」、「魅力あふれるふるさとづくり」という、この3つが大体指定用途ということで御寄附をいただいているのだと思うのです。28年、29年、急激に増加しまして、2年間で大体七千五、六百万円総額で御寄附をいただいていると。29年度からは3割、おそらくその前は6割ではなかったかと思うので、そうすると逆算すると、基金積み立て4,000万円を超えた金額の基金の積み立てになっているのではないかというふうに考えるのですが、どうでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の実績ということでございまして、先ほど議員からございましたように平成28年度、平成29年度、合わせますと約7,500万円を超えていると、おおむね7,600万円は超えているという実績でございまして。基金の積み立てということでございまして、これにつきましては地域振興基金の方に積み立てておりまして、ふるさと応援寄附金につきましては平成29年度末の残高で申し上げますと、4,489万2,041円ということになっております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1 番今田佳男議員。

1 番（今田佳男君） 相当の額を御寄附いただいて基金へ積み立てされているということだと思います。先ほど申し上げた今回の広報、資金を使われた事業として寄附を活用して実施した事業ということで伝統的建造物群保存事業ということで広報には写真が出ています。基金への積み立て、今いろんなことがあるので積み立ての方へ回るということもわかるのですけれども、一応これ寄附のお気持ちを酌むと、やはりそれに準じた使い方で、変な話ですが早目に使って、使えるものは使って、今市民のニーズたくさんありますから。先ほど申し上げた3つの中で対応できるかどうかということはあるのだと思うのですけれども、ため込むということではなしに使えるものは使う。こういうふうに使いましたよということで広報すれば、御寄附をされた方も当然納得されるというふうな、返戻品目当てと

という言葉が悪いのですけれども、返品を目的としたふるさと納税というのは多少ムードが変わってきているので、そういうふうな使い方をこういうふうにしましたというふうなところを、例えば内規もしくは条例で決める必要があるのではないかと。今一生懸命お金を集めてある程度たまつたと、今度は使うという時になった時に、これはどういうふうに使いますよということについてきちっと説明できるような体制も要るのではないかと思うのです。私が行った江田島市なんかでは、活用した事業の金額まで明細をホームページに掲載しています。基金に関しては条例も制定されているようなことになっております。この点についてはどうでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 活用方法を含めた中で用途等の明記ということで条例制定の検討という御質問だろうと思っております。

条例等を制定した場合は、具体的な用途を明記し公表する必要があるであろうということでございます。他市、江田島市さんの例も申し上げられましたが、市といたしましては現在は寄附金の用途をある程度抽象的な表現とすることによりまして幅広い寄附が集まる可能性が高いという考えのもとにおきまして、具体的な活用方法につきましては条例等は現在定めてはおりません。ただし、他の自治体におきましては用途を具体的に明確にすることによりまして成功をおさめられているという事例もあるということは認識しております。しかしながら、多くの方の共感を呼ばないと事業に必要な金額が集まらない。また、寄附者の意向に沿えるまでに長い時間を要する、そういったことも考えられると思われまので、どちらの方法がよいかの判断は難しい面はあろうかと思っております。しかし、多くの方から共感を呼べる用途ができるまでは、御紹介もいただきましたが、全国の事例等を参考にしながら今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 是非御検討いただいて、御寄附いただいた方のお気持ちが実現できるような使い道ということでお願いしたい。さっきも部長が御答弁になられたように基金が実際あるということで、さっき申しましたけども、市民からのニーズはかなりありますので、それをどういうふうに使って市民サービスを実行していくかということになると思います。その点については御検討をよろしくお願いします。

最後に企業版ふるさと納税なのですが、先ほど答弁書の中でありましたように制度の流

れとしては地方公共団体が寄附活用事業を企画立案すると。企業に相談を行いながら寄附の見込みを立てた後、地域再生計画として内閣府に申請して認定を受けるというふうな、こういう流れだと思うのです。企業との相談というのもあるのですが、まずは企画の立案ということが一番大切ではないかということだと思うのです。事例で挙げましたけれども、美唄市のサイクリング観光客受け入れ整備計画の事業費、地域再生計画を出してはいますが、事業費は13万5,000円です。10万円の寄附の見込みがあると。最低が10万円ですから、10万円で交渉されて話が成立してこういう事業になったのだと思うのです。資料で見ますと、寄附されるのはあいおいニッセイ同和損害保険ということになっております。こういう小さな事業でもこういうふうにご利用されて、一生懸命資金を集めておられるということだと思うのです。美唄市はこれだけではなくて、あとラムサール条約登録湿地、宮島沼の保全活用促進とか放課後児童対策充実化計画という3つ、実は企業版ふるさと納税の再生計画を出されてやっておられるということでもあります。県内でもいろいろ多数ありまして、昨日は福山市の事例が、他市を取り上げられたということであると思います。私もこれをどんどんやっていただきたい。事業を進めて、小さな事業でも企業と相談、コンタクトをとりながらやっていただきたいという思いはありますけれども、県内でも福山市、それから東広島市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町というところが資料によると実施しているということがあります。今後、こういったものをしていただけるとする、やっていただきたいのですけれども、情報収集というのはどのようにされるか。そういうおつもりがあるかどうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 他市町の実施状況の情報収集はという御質問であろうかと思えます。

企業版ふるさと納税、こちらに関しましては他市町の情報収集につきましては、毎年内閣府より寄附活用事業についての認定状況が公表されております。そういったものからの情報収集とともに議員からも御紹介ありました県内の市町はもとよりでございますが、県外の市町からの情報収集にも努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 先ほどサテライトオフィスの誘致についても質問させていただいて、御答弁で積極的にという言葉が答弁書の中にありましたので、サテライトオフィスに

関して積極的に取り組んでいただけないかなという思いを持っております。今の企業版ふるさと納税もこういう形で手順は出ています。さっき申し上げたように、まず地方公共団体が企画立案というところからのスタートになると思うので、市の方からどんどん検討するのではなくて、少しは積極的にやります、それからというふうな御答弁をお願いしたいのですが、この辺はどうでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 今の企業版ふるさと納税につきましては、昨日も御答弁申し上げましたが、企業側にもメリットのある事業の企画立案の必要があるものでございます。なかなか本市の意向のみでは事業が計画ができないということ、さらには企業におかれましても寄附の代償として経済的な見返りを受けることが禁止されまして企業のメリットが限定されているということがございます。加えまして、企業の本社が所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象であることなど、課題が多いとは考えております。そういったことから、今後まずは地方創生に資する事業を検討することとなります。先ほど申し上げました様々な課題がある中で、財源として充当が可能な場合でかつ企業からの寄附が期待できるもの、こういったものがございましたら活用を図ることとなりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 1番今田佳男議員。

1番（今田佳男君） 難しいのはわかるのです。簡単にできることではない。最終的には内閣府に申請して認定を受けないといけないというところまで行きますので、非常に難しいのはわかるのです。だけど、やってもらいたい。いろんなところ、小さなところでもやっておられる。さっき申し上げたように10万円の事業でもやるところもあるという話なのです。だから、そういったところをもっと積極的にやってもらいたいなという思いは持っておりますので、御検討の方をひとつよろしくお願いします。終わります。

議長（道法知江君） 以上をもって1番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位 5 番，松本進議員の登壇を許します。

1 3 番（松本 進君） 発言通告に従って一般質問を行います。

まず第 1 点目には，まちづくりと行政姿勢について市長にお尋ねします。

私は，今榮市長就任後，初の定例 3 月市議会で市長の公約と竹原市の雇用創出，若者・子育て支援策など質問しました。しかし，竹原市の具体的な雇用創出数値やにぎわいを取り戻す具体策がなかったことは大変残念でなりません。少子化や若者の市外流出による人口減少は極めて深刻な事態です。有効な具体策を示し実行することは市の重要な責務と考えます。そこで市長に質問します。政府は 2014 年，自治体に公共施設等総合管理計画の策定を要請し，人口減少を踏まえた公共施設の適正な配置の具体化を求めています。同計画に基づき，延べ床面積の減少を伴う施設の集約化，複合化を行った場合には財源として活用できる地方債をつくり，統廃合へと強く誘導しています。そこで市長に質問いたしますけれども，竹原市公共施設等総合管理計画，2017 年 1 月策定，この計画に基づき，学校，公民館，支所，出張所，保育所，幼稚園，老人集会所等々，各種公共施設の数値と現存の数値をお聞かせいただきたいと思います。基本的な考えは，現存の各種公共施設を人口減少に伴い統廃合を進めるということでしょうか。竹原市の人口減少は 30 年後に 40% 減少との試算です。市長の明確な答弁を求めておきます。

なお，試算では 2010 年，平成 22 年，2 万 8, 645 人の竹原人口が 30 年後の 2040 年，平成 52 年には 1 万 7, 109 人へと人口で 1 万 1, 536 人減少，率で 40% 減少となっています。

次に，竹原中心市街地地区都市再生整備計画，2018 年 3 月策定に伴う 2 つの事業についてお尋ねします。

まず，竹原地区認定こども園整備事業は，竹原西幼稚園，中通保育所，竹原西保育所の統廃合です。保護者，関係者へのコンセンサスはどのようにされましたか。説明会の回数とか課題の整理や未解決事項とその対策を伺っておきたいと思います。また，現存施設の廃止に伴う地域のにぎわいを維持する具体策は何でしょうか。

まちおこしセンター事業は，施設の設計が今年度中，建設工事の完了は平成 31 年度です。竹原商工会議所との覚書締結後の協議は何回されましたか。協議内容の課題と対応，その見通しについてお聞かせください。

次は，立地適正化計画とは「人口減少や生産年齢人口の減少，少子高齢化が進展していく中で，暮らしやすさ，すなわち居住や商業，医療などの暮らしに必要な施設の確保のこ

と、この暮らしやすさや公共交通の使いやすさについて将来への対応を考えていく計画です」とあります。この計画の期間は平成30年、2018年度から平成49年、2037年度の20年間となっています。

そこで市長にお尋ねしたいことは、まず1点目に竹原市立地適正化計画、2018年3月策定、これに伴う医療、福祉、商業施設や居住施設等の配置数は現存の各種施設と比べてどれくらいの削減数値となるでしょうか。この削減数値あるいは計画誘導後の数値は人口減少に伴う40%減少を目標としますか。市長の明確な答弁を求めます。

次に、この計画のまちづくりの方針は、基本方針1で都市機能がコンパクトに集積し云々、具体的な誘導施策としては竹原市公共施設ゾーン、竹原地区に各公共施設の一体的、総合的な再構築、中心市街地への認定こども園整備、地域特性等の公共交通施策の推進とあります。基本方針実現に必要な都市構造として居住誘導区域が設定されています。そこで市長に質問いたします。居住誘導区域は竹原、忠海、大乘、吉名の4地区です。北部地域がありません。なぜないのでしょうか、お尋ねしておきたいと思います。北部地区住民関係者とのコンセンサスはどのようにされていますか。明確な市長の答弁を求めておきます。

次は、竹原地域に各種公共施設を集積すると、北部をはじめ誘導地域3地域においても暮らしに必要な施設、サービスが受けられません。これは竹原市のまちづくりの根幹をかえて市民の生活を脅かすことは間違いありません。コスト削減、効率最優先の立地計画では住民が快適に暮らすことはできません。直ちにこの計画は白紙撤回すべきと考えますが、市長の明確な答弁を求めます。

第2番目の質問項目として、教員の長時間労働の解消について教育長に質問いたします。

今年3月14日付け中国新聞では、「いじめ、広島の小中不手際指摘相次ぐ、教員疲弊、対応後手に」、同6月2日付けの「変わらぬブラック部活」では30代男性教員が「もう倒れた方が楽、そう思う時がある」と悲痛な声を上げています。「部活を終えてから授業の準備などの校務に当たるため、帰宅は10時を過ぎることも。残業は多い月で120時間。4月、5月も過労死ラインを超えた」と長時間労働の実態を告発しています。文部科学省は教員や生徒の過度な部活は全国学力テストの平均正答率が下がる、こういったデータを公表して長時間の部活動の見直しを求めています。私は、情報公開に基づく竹原市教員の勤務実態を調査しました。2017年7月では、1日4時間超、月80時間超

は小学校で2人，中学校では5人です。厚生労働省告示154号の労働時間基準，1週間に15時間，月45時間，年360時間，この基準を超える教員数は小学校で63人で68.5%，中学校では39人で72.2%です。教員の長時間労働の解消は竹原市教育委員会の重要な責務であります。そこで教育長にお尋ねしたいのは，まず私の調査による竹原市小中学校教員の長時間労働の実態数値はこれで間違いありませんか。この過労死ラインの労働は即刻解消しなければなりません。教育長の認識と対応をお聞かせください。

次に，1日8時間，週40時間，これが労働時間の大原則です。これを超える教員の長時間労働の具体的な業務内容と，それを解決する具体的な施策を伺います。

また，小中学校教員の1日平均授業時間，こま数と時間，その授業に必要な準備時間は何時間になるかお尋ねしておきたいと思います。

次は，文科省，昨年12月26日付けで学校における働き方改革に関する緊急対策を決定しています。学校における働き方改革に関する総合的な方策，いわゆる中間まとめについては，1つ，学校，教師が担う業務の明確化，業務の適正化，2つ目に学校が作成する計画等の見直し，3点目に勤務時間の制度措置等々5項目を示しています。そこで教育長にお尋ねします。中間まとめの学校が作成する計画等の見直しとは，竹原市教育委員会の業務改善計画のことでしょうか。私の市情報公開の請求では，市教育委員会は業務改善計画は作成していないという情報公開での回答でした。このことを踏まえた説明を求めておきたいと思います。

次に，業務の適正化，中間まとめにあります，部活動の顧問は外部人材を積極的に参画させるように促すとあります。私も3年前の9月の議会の質問で取り上げ，市教育委員会の答弁では部活動外部指導派遣事業は中学校全体で39部活動あり，年間2,260万円が必要だということでした。この取組の進捗状況，課題は何かについて説明を求めておきます。

次は，勤務時間管理の徹底，適正な勤務時間の設定，これも中間まとめであります。その中には1つ，勤務時間の管理は，厚労省のガイドラインで使用者は労働者の労働日ごとの始業，終業時刻を確認して適正に記録することとされています。市教育委員会はこれを実行されているでしょうか。また，教員の勤務時間の管理は，労働法制上，校長，市教育委員会に求められる責務であります。市教育委員会は自己申告方式ではなくタイムカードなどによる勤務時間を客観的に把握し，集計するシステムを直ち構築することとなっておりますが，この4月の導入，実施状況の説明を求めておきたいと思います。

6点目に、中間まとめでは1つ目に基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目に学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、この中には部活動も含まれています。部活動は指導員の外部人材を積極的に検討すべきと先ほども指摘しました。3つ目として教師の業務だが、負担軽減が可能な業務を示して改善・計画を求めています。この業務整理等、市教育委員会の進捗状況、課題と対策を説明していただければと思います。

以上が壇上での質問であります。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。2点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

まず、1点目のまちづくりと行政姿勢についての御質問でございます。

本市におきましては昭和40年代、50年代に多くの公共施設等の整備を行い、そのうち公共建築物については建築後30年以上経過したものが7割を超えるなど老朽化が進んでおり、加えて人口減少等による利用需要の変化、耐震化やユニバーサルデザインへの対応が求められるなど、公共施設等を取り巻く課題が深刻化しております。また、本市の財政状況は現在保有している全ての公共施設等を適切に維持管理していくことが困難な状況にあり、サービス水準を維持しながら将来的な財政負担を軽減していくことが求められております。こうした状況から、中・長期的かつ包括的な観点で適切な施設保有の方向性を明確にすることを目的として、平成29年度から30年間を期間として公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画は人口減少による利用需要の低下を踏まえて公共建築物全体の保有量を見直しながら、効率的な維持管理による公共施設等のサービス水準の維持と統廃合等による将来的な財政負担の軽減を両立させることを重要視し、現在の学校教育系施設、公営住宅、公民館及び集会所等市民文化系施設など、公共建築物の総保有面積16万6,864平方メートルを約38%を削減することを目標といたしております。今後、施設類型ごとの個別施設計画を作成していく中で市民の利用ニーズ等を踏まえて公共建築物の統合、廃止について検討することとなりますが、あわせて公共建築物の定期的な点検等の確実な実施や予防保全の観点から計画的な補修、更新を行い、適切な維持管理も図ることとしております。

次に、竹原地区認定こども園整備事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、少子化の進展や保護者の就労形態の多様化、また施設の老朽

化が進む状況の中、これらの課題に対応して保護者ニーズに沿った就学前教育、保育の環境整備を図りながら子育て支援施策をさらに充実させていくため、幼稚園、保育所3園を再編し、新たに認定こども園を設置するものであります。この整備に当たっては、昨年6月から今年2月までの間に説明会を7回実施するなど、竹原市就学前教育・保育に関する基本方針や新たな認定こども園の整備計画について丁寧に説明を行い、保護者の皆様や地域の皆様など、関係者のコンセンサスを得ながら取組を進めているところであります。現在、新たな認定こども園について設計業務を進めておりますが、今後保護者や地域の皆様など、関係者とのワークショップを開催し、様々な意見等を集約しながら、子どもたちが伸び伸びと育つ環境となるよう取り組んでまいります。また、既存施設の廃止に係る今後の対応につきましては、地域の皆様の意見、意向もお聞きしながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）まちおこしセンター建設事業につきましては、竹原商工会議所と覚書を締結した昨年8月以降、竹原市と竹原商工会議所の施設移転に向けて担当者等で複数回協議を行っているところであります。現在、この（仮称）まちおこしセンターにおける施設機能の具体的な検討を進めておりますが、竹原商工会議所と情報を共有しつつ調整を進めていく必要があると考えており、引き続き協議を重ねながら合意形成を図ってまいります。

次に、立地適正化計画についてお答えします。

本市におきましては、戦後の経済成長とともに塩田跡地などに市街地を拡大していく中で竹原、吉名、大乘、忠海、北部地域でまとまりのあるまちづくりが進んできました。しかしながら、これらの5つの地域においては、現在の市街地規模のまま人口が減少し低密度化すれば、医療、福祉、商業施設等の減少が想定され、将来における住民サービスの低下が懸念されております。このため必要な都市機能や居住を緩やかに誘導するための区域を設定することにより一定の人口密度を持つまとまりのあるコンパクトな市街地が形成され、将来においても医療、福祉、商業施設等が維持存続し、さらには持続的なまちづくりにつながるものと考えて立地適正化計画を策定いたしました。北部地域については圃場整備等が進むなど農業的土地利用が多く、居住を集約することが困難であるという状況を踏まえて、出張所や商業等の都市機能やバスなどの交通ネットワークを今後も維持しながら農業的土地利用の促進を図り、農産資源や自然資源などを生かしたまちづくりに取り組んで行くことが必要であると考えております。今回の立地適正化計画の策定に当たっては、

都市構造上の課題やコンパクトなまちづくりを進める方向性や手法について、住民の理解を得ることが重要と考え、これまで北部をはじめ、竹原、忠海、吉名、大乘の各地域で住民との意見交換会等を開催し、あわせて市民から幅広く意見をいただくためのパブリックコメントを実施するなど、よりよい立地適正化計画の策定に向けて合意形成を図ってまいりました。今後の立地適正化計画の推進に当たりましては、引き続き住民の皆様の理解も得ながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、立地適正化計画制度についてお答えします。

この制度は地域の活力を維持しつつ、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを促進するため、創設された制度であります。この制度の趣旨を踏まえて、本市においては瀬戸内に映える持続可能な都市づくりを将来像として掲げ、今年3月に竹原市立地適正化計画を策定したものであります。この計画は必要な都市機能や居住の全てを竹原地域に集約させるものではなく、主要なバス停や駅の周辺などの利便性の高い地域へ緩やかに誘導し、5つの拠点間を公共交通でネットワーク化していくというものであります。今後とも引き続き暮らしに必要な施設がある程度まとまっている地域と、市全体を交通ネットワークで結ぶコンパクト+ネットワークのまちづくりを進めることで誰もが住みたい、住み続けたいまちを目指してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 松本議員の2点目の教員の長時間労働の解消についての御質問にお答えをいたします。

まず、平成29年7月の竹原市内の小中学校における時間外在校時間の実態につきましては、入退校の記録による時間外在校時間が月80時間を超えた職員は小学校2名、中学校5名となっております。時間外在校時間が時間外労働時間という概念に直結するわけではありませんが、教職員の長時間勤務については重く受けとめており、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があります。今後も継続して効果的な取組を模索し、実施してまいりたいと考えております。

次に、教職員の労働時間につきましては、小学校教諭の1週当たりの平均持ち時間数は約26時間、また中学校の教員の1週当たりの平均持ち時間数は約19時間となっております。御承知のとおり、教員の業務は多岐にわたり、生徒指導や学習指導が複雑に絡み合っていると同時に、一人一人の経験等も異なるため、教員の長時間労働の原因となってい

る具体的な業務内容を特定し、授業準備の時間も含め、個別具体の業務に係る時間を数値化して業務改善につなげていくことは非常に困難となっているのが現状でございます。こうした中において、報告書の様式の簡素化、出席簿や指導要録の一部の電子化など、資料作成等に係る効率化を図るとともに部活動の活動指針を示すことなどによりまして、少しでも長時間勤務の解消につながるような業務改善の取組を行っており、今後も業務改善に向けた必要な取組を推進してまいります。

次に、昨年12月26日付けで文部科学省が出した学校における働き方改革に関する緊急対策における学校が作成する計画等につきましては、教科等の指導や児童生徒の支援など、各学校において教育活動の質の向上を図るための真に効果的な取組のあり方などを示したものでございます。本市におきましては、この文部科学省の緊急提言より前に、既に業務改善につながる項目を具体的に上げながら目標を設定し取組を進めておりましたので、この緊急提言による新たな計画は作成をしてございません。今後も引き続き緊急提言にある危機意識を持ちながら、時間外勤務の削減に向けた取組を進めてまいります。

次に、部活動の外部指導者の活用につきましては、現在市内中学校の10の部活動におきまして17人の部活動支援員が市独自で配置され、技術的な指導を行っているところでございます。現行の部活動支援員は技術指導のサポート役にとどまっている状況から、今後広島県教育委員会において策定される予定である部活動指導員の配置等に係るガイドラインを参考といたしまして県内市町と情報交換を行いながら、より効果的な部活動支援員の配置等について検討してまいりたいと考えております。

次に、勤務時間管理のシステム化につきましては、昨日も答弁いたしましたように本年6月1日から市内の小学校、中学校、義務教育学校におきまして教職員一人一人の入退校時間を管理できるシステムの運用を開始し、教職員一人一人の在校時間の状況を把握することとしております。業務改善につながる取組につきましては、今年度も引き続き広島県教育委員会に対して、教職員の厳しい勤務状況を踏まえて、業務負担の軽減につながるスクールサポートスタッフ、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を強く要望し、今年度も同様の人員配置をしていただいているところでございます。

また、昨年度まで県費で配置されておりましたICT支援員につきましては、今年度は市独自の取組として継続して配置し、教職員のICT教材活用時の業務負担の軽減を図っております。こうした取組のほか、保護者や地域の皆様方に御支援、御協力をいただき、児童生徒の登下校の安全確保をはじめとした様々な学校運営においても教員の負担が軽減

されているところでございます。教員の時間外在校時間につきましては、今申し上げましたように、これまでも教育委員会として大変重く受けとめ改善を図る取組を進めてまいりました。今後におきましても各学校の状況を把握し、業務改善の取組を積極的に進めながら教職員の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問をしたいと思います。

まず最初のまちづくりと行政姿勢に関わる質問ですけれども、公共施設等総合管理計画というのは市の総合計画に次ぐといたしますか、この竹原市のまちづくりを決める大きな柱の一つです。それで先ほど市長答弁がありましたように、竹原市の公共施設建築物の保有面積でいえば、この16万6,864平方メートルを約38%削減する、約4割近くを削減するという、この計画の内容であります。管理計画の現在の保有面積というのがこの管理計画の資料に載っておりますけれども、これは学校とか全ての公共施設を含めて217施設あります。これを面積で見ると、約40%を削減するというのがこの竹原市の管理計画の大きな柱となっています。そこでいろいろ個別とか、今後の検討ということがありましたけれども、保有する施設217という膨大な施設の数ですから、私はこの中から主に、例えば学校施設、これはもう統廃合が小中一貫校ということとあわせて先行されています。ですから、この計画ではその統廃合前の計画ということに、施設面積ということがありますから、小学校でいえば10校、中学校では4校という、全部で14校ということになります。こういった計画で見ると、この小中14校の面積ということになるのですが、これをやっぱり4割減らすということに計画でなっています。それで先行的に忠海地域、吉名地域で先行されているわけですが、この計画を見る中で、例えば減らすわけですから北部の地域ということを大変心配しているわけですが、北部の地域にはいろんなこの立地計画との関係もあるのですが、こういった北部を含めてこの学校の施設、今ある施設が中学校、小学校ありますけれども、これもこの計画では30年という期間かもわかりませんが、なくなるというような考え方でいいのかどうかを聞きたいのと。

それから、公民館等とかいろんな集会所がありますから、公民館で今ある現行公民館の数があります。これを面積でいえば4割近くまで減らすということですから、とりわけ北部の方が気になるものですから、北部の方はこういった公共施設はもうなくなると。今日明日というのではないのですけれども、そういうふうな誤解を与えたらいけません、管

理計画ではこの4割近くの中に入っているわけですから、公民館等もこういった大きな施設もなくなるというふうに理解していいのかなどを聞いておきたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の御質問でございますが、まずこの計画が作成された背景でございますが、全国的なことといたしまして地方公共団体におきましては過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えると。こういったことから、厳しい財政状況が予想される中で人口減少、少子化等によりまして今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれているということ、こうした状況を鑑みまして地方公共団体におきましては公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うと、こうしたことによりまして財政負担を軽減、平準化するとともにその最適な配置を実現いたしまして時代に則したまちづくりを行っていく必要があることから、この公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等を推進することとしたことからこの計画が策定されたものでございます。

先ほど議員から御質問がございました統廃合に関することでございますが、この計画は公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を示すものでございまして、全体として議員の方からお話ございましたが、施設保有面積を約38%削減することを目標としておりまして、個別具体的な統廃合等の方針は示しておりません。市長が答弁でもお答えいたしました。今後施設類型ごとに作成をしていくこととなります個別施設管理計画におきまして、市民のニーズ等も踏まえましてその方向性を検討していくということとなっておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 計画はもうつくっているわけですから。それであといろんな面で、本来もう計画する前にその地域関係者とか、やっぱりいろんなコンセンサスを得るための十分な情報提供をして、人が今度はこういうふうになるからこういった地域の公共施設の維持管理ができない、できなくなるから削減等を早くするのだよということはやっぱり示して、それで地域の関係者の合意を得ると。そしていろんなやっぱり要望が出るでしょう。ですから、それに対する、公の施設は建物面積がそこに減るだけではなくて、いろんな地域のにぎわいの中心的な大きな役割を果たしているわけですから、地域の要望では

減らすのなら何か代替施設みたいなものがあるのかどうか、どうするのか。また、交通の便利はどうするのかという様々な要望が出てくると思うのです。ですから、やっぱり時間を十分かけてやらないと、この数値だけが4割減らすということになったら大変なことになって、ますます住みにくい町になる、そこだけは明らかだと思うのです。ですから、にぎわいを、施設を縮小する、統廃合する代替えをこういうふうにご地域の皆さんに提示しましたよと。だからこういった計画に協力してくださいと。それでわかりましたというコンセンサスが大枠の中に出るといふふうにと受けてもいいのでしょうか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

先ほど個別計画のことも触れました。今後作成いたします個別計画でございますが、議員の方からお話ございました。市民の意見も当然取り入れながら類似施設ごとに利用状況や立地条件と、こういったものも統廃合や集約化については方向性を示すということと、長寿命化のための改修方法や点検方法を示す計画ということでございます。30年間という経過期間でございますが、その点を踏まえまして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） また計画が先にひとり歩きするのが私は大変怖いし、せめてこの合意が、公共施設管理計画をつくるに当たっての十分な資料提供なり説明をして合意を得たというような話ではないと、今の説明を聞く限りは思うのです。

それとの関連で質問したいのは、立地適正化計画というのがあります。これも先ほど言ったのは公共施設の保有数があって、それを4割近く減らすということですがけれども、今度は立地適正化計画というのは、これはまちづくりのいろんなサービスに関わる問題でして、北部の地域のことがこの中に外れています。なぜ外れているのかということについて明確な答弁がないように思うのですけれども、まずお聞きしたいのは立地適正化計画、この立地適正化計画とはその中に位置づけられる居住誘導地域、居住を誘導する、そこから北部地域が外れているわけです。ですから、あえて壇上ではこういう北部が立地適正化計画から外れている、居住誘導区域から外れているということはもう大変な事態が起こるのではないかとということで質問をしました。

そこで、もう一度お尋ねしたいのは、北部地域については出張所や商業施設等の都市機

能、この商業施設とはそこに人がいて、そういういろんなニーズがあって商業活動が成り立つと思うのですけれども、出張所や商業施設の都市機能やそれに伴うバスの交通ネットは今後も維持するというような説明があるわけですが、先ほど公共施設の関わりで率直にお尋ねした、学校施設はどうなるのかと、公民館施設はどうなるのかという大きな公共施設の柱でお尋ねしました。こういったことが明確にこの立地計画にも出張所は位置づけされているけれども、あとの施設は個別の検討課題になるのでしょうかけれども、少なくともこの中には教育施設や公民館等は位置づけがされていません。ですから、北部地域がどうなるのかなという心配もありますし、こういった北部地域を外すに当たって、先ほど言いましたように地域の関係者との合意形成の手順といたしますか、計画はもうできているわけですから、少なくとも合意は資料を示して十分な説明をして柱の大枠で、地域の北部の方々にはわかりましたよというのがやっぱりコンセンサスを得る手順ではないかと思うのです。そういった手順がきちっと踏まれて、こういった立地適正化計画、北部を中心に質問していますけれども、北部の方々を中心にする、その北部の地域を立地適正化計画から、居住誘導区域から外すということについての説明は十分して、資料も説明してコンセンサスも得ているというふうな理解でいいのでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、公共施設管理総合計画と立地適正化計画の違いについて説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど総務部長からの答弁がありましたように、公共施設等総合管理計画については今後人口減少が進み公共施設等の利用需要の低下が見込まれることから、今回公共施設等の全体保有量の見直しを行うこととし、行政サービス水準を維持しつつ、公共施設等の統廃合等を進め、将来的な財政負担を軽減させるために策定した計画でございます。一方、立地適正化計画につきましては、将来においても住民が医療、福祉、商業施設等からの必要なサービスを受けられるように一定の人口密度を保ち、まとまりのあるコンパクトな市街地を形成し、都市機能の維持、存続を目指す計画でございます。この計画で、先ほど御質問がございました本市の北部については公民館等の拠点機能を強化し、地域住民のコミュニティ活動の維持、充実を図るとともに利便性の高い公共交通のネットワークを図り、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることといたしております。

それから、あと2点目の住民との合意形成でございますが、こちらの立地適正化計画を策定する上において竹原、忠海、吉名、大乘、北部の5地域で意見交換とパブリックコメ

ントによる意見をいただいております。詳しい日時といたしましては、平成29年11月14日に、まず住民自治会組織交流会での説明、それから各地域において平成29年12月10日から29年12月13日まで5回に分けて各地域で地元の意見交換会を実施しております。また、それ以外に出前講座であったりパブリックコメントというような取組を行いまして、皆さんの意見をいただきながらこの立地適正化計画に反映しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 立地適正化計画において、北部地域が居住誘導区域から外れているということも申し上げました。ここで伺いたいのはコンセンサスの問題も大切なのですが、先ほどの分の説明会をやったとか意見を求めたということで、市としてはそういう5回の説明会なりパブリックコメントの意見があつて、それにきちっと対応したから北部地域の住民の方々には居住誘導区域から外しますよということの理解は得ているのでしょうか。それと、もう少しわかりやすく、この資料にありますように居住誘導区域とはどういった区域なのでしょう。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず北部地域の件でございますが、市長答弁でもありましたように、5つの拠点のうち北部地域は居住誘導区域として設定をいたしておりません。その理由は北部地域においては人口密度が居住誘導区域として設定するための条件を満たしていないこと、また農業的土地利用が多いことによるもので、北部地域においては出張所や商業等の都市機能やバスなどの交通ネットワークを今後も維持しながら農業的土地利用の促進を図り、農業資源や自然資源などを生かしたまちづくりに取り組んでいるという状況でございます。

それから、あと居住誘導区域の説明でございますが、居住誘導区域につきましては人口減少の中にあつても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう地域を誘導すべき区域ということで設定をいたしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 今、部長から説明ありましたように、居住誘導区域というのは人

口減少になったとしても商業や医療等の日常生活サービス機能，それと公共交通が持続的に維持されると。そういった中で良好な居住環境が確保されると。道路，下水道，生活基盤インフラが整っているところ，これが居住誘導区域です。ですから，北部はこの区域から外れるということです。外すということです。ですから，少なくともこういったサービスに関わる問題，交通問題に関わる問題，生活の基盤に関わる問題を，そこが居住誘導区域ですから，これは竹原も含めて4地域はやりたいということですが，北部はこれから外されているわけですから，私はそういったきちっと説明をして，どんなことがあっても地域住民の理解を得る努力をしておかないといけないと思うし，それがその積み上げの上にこういった計画をつくったのかということを繰り返し説明を求めています。ですから，居住誘導区域は生活基盤，ライフラインが整ったところを居住区域であって，そこから北部が外れるというように理解していいのでしょうか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 北部につきましては，繰り返しになりますが，人口密度が居住誘導区域として指定するための条件を満たしていないことがございます。それから，また御存じのように北部地域は圃場整備をはじめとする農業的土地利用が多いということで，そういったことで特色のあるそういったまちづくりを今後進めていきたいというふうに考えていますので，決して北部だけを切り捨てするという意味ではございません。各地域において必要な施設は残していきますし，それらの必要な施設の拠点としてそれぞれを公共ネットワークで結んでいくという形で皆さんが住みやすいように，市民が住みやすいようなまちづくりを今後していこうという計画でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 柱の中心的な議論ですから，今部長から説明があったのとは違うのです。何回も質問させられたら困る，本当に，ちゃんと答えてくれないと。あなた方がつくった資料で立地計画の中の居住誘導区域とは云々と書いてあるでしょう。日常生活サービスとか道路交通網の維持管理とか，良的な居住環境の確保とか，生活基盤のインフラが整ったところが居住誘導区域でしょ。これは市が出したこのパンフレットに書いてあるのです，私が適当に思いつきで言っているのではなくて。居住誘導区域とはこういった区域ですと，生活に関わる基盤のインフラがおおむね整ったところですよというのが書いてあるのが居住誘導区域であって，あとの北部はこの中に入っているのなら少なくともいい

のですけども、入っていないから心配しているわけではないですか。その立地計画をつくっているから説明をきちっと求めているわけではないですか。ですから、今さっき部長が言ったような、何か快適な生活が維持されるようなことを今言ったけれども、それとは違うことをやっているのですよと。居住誘導区域から北部を外しているわけですから。そこは市長として、今公共施設の数なんかははっきり答えてくれないけれども、それは今後の課題かもしれません。ですから、さっき言った学校とか公民館とか、そこもやっぱり明確に提示する。真摯な意見をするために正直にやっぱり提起して意見を求めていく。要望があればそれに応えていくような、代替えなり地域の振興なり、これをきちっとやっぱり提起して初めてコンセンサスを得たということが言えるし、その地域のにぎわいを維持することができる。

しかし、それとは、これは端的に北部のことを今中心的に質問しているわけですがけれども、立地計画では北部がこの居住誘導区域から外れている。生活基盤、おおむね整っていると、そういった状況から外されるということになっている。そう書いてあるから、それは北部地域の不安がますます大きくなるという私は心配をして、市長はそこをどう答えるのですかと。待て、待て、松本が言うのは誤解だと、そうではないのですよということをはっきりと示さなくてはいけない。説明責任があなたにあるわけですから、そこをこの件では最後に聞いておきたい。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず議員さんの御質問に、まずこの立地適正化計画をつくる前に28年11月に都市計画マスタープランという立地適正化計画のさらに上位計画というのを策定いたしております。この中に都市計画マスタープランにおける将来都市像ということで、まず竹原地域を拠点地域として位置づけておまして、市の中心としての都市機能の集積ということでございます。さらには生活の利便性の高い都市拠点の周辺の誘導により、誰もが歩いて暮らせる居住の中心を形成する位置という形で位置づけております。そして地域拠点として忠海、吉名、大乘、北部地域を位置づけおまして、こちらにつきましては日常生活の中心としての都市機能の充実であったり、生活の利便性の高い鉄道駅周辺に誘導による誰もが歩いて暮らせる地域拠点として位置づけております。さらには小さな拠点として、集会所を中心に様々な自然環境と調和したゆとりある居住環境を維持する、充実していくということで小梨、宿根、田万里、仁賀、東野を位置づけております。こういったそれぞれの拠点を高齢化していくという形で公共交通ネットワークとうまく結

んでいて、皆さんが住みやすくしようという計画がまずございます。そういった中で、繰り返しになりますが、立地適正化計画というのは今後の人口減少や少子高齢化など、社会状況に対応し、医療、福祉、商業施設や居住等を駅周辺や中心市街地に誘導し維持することにより一定の人口密度を維持して、効率的で持続可能なまちづくりを推進するということが計画を立てておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 立地適正化計画で居住誘導区域とはこういった内容ですと。そのことも繰り返し申し上げました。そこから北部が外れているということも指摘して、そこは私が思っているのとは違いますよというのなら、きちっと説明責任を果たす義務があなた方にはある。しかし、それを言わずにいろいろまちづくり云々かんぬんと言って。いやいや、それが計画をつくる前に本来はそういう合意を得て、初めてこういうことをつくるのならいいのだけれども、そこがもう説明会5回やりました、パブリックコメントで意見を求めました、しかしそこに出されていたものには対応しているのですかということも説明しなくてははいけません、あなた方は。松本が心配するようなことはもうないと、クリアしているよと、地域住民の合意は、コンセンサスは得ているのだということが明確に答えられないこと自体が問題なのです。そこはやっぱり課題としてやっぱり市長は頭に入れておいてほしいと、対応してほしいということで次の教育問題等に移っていきたいと思います。

私は市長に聞いているのだからな。あなたがここで答弁しろとって。

それでは、教育問題についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

答弁漏れといたしますか、そこから再質問に入りたいと思うのですけれども、教員の長時間労働、過労死の告発等とは同僚議員からも質問されておまして、私はできるだけ角度を変えてといたしますか、質問したいと思うのですけれども、まず最初に伺ったのは先生方の勤務時間、1日の勤務時間、これは平均ですけれどもそれがどうなのかということをお尋ねしました。小学校、中学校、それぞれ週の時間は、これは教える授業の時間のことだと思うのですけれども報告がありました。私は先生方の、教員の長時間労働を考える上であえて1日8時間、週40時間、これは労働基準法の大原則ですと。これを超える勤務ということが長時間勤務というふうな位置づけで、要するに本来は1日8時間、週40時間働けばそれでいいよというのが一番理想です。ですから、この大切な働く労働時間の基

準が本当に壊されていると、それが昨日もありましたような高度プロフェッショナル制度の働き方改革ということで働く方の側の心配がされているという意見もありましたけれども、先生方はそれをもう前倒しでやっていると、労働時間の基準を無視されているのが実態だというような告発だと思うのです。それで質問といいますのは、小学校、中学校で答え願いたいのですが、授業に関わって1日平均小学校の先生はどれぐらい教えることになるのか。それと文科省の通知で、そういう授業を教えるための準備時間、準備の時間です、これも勤務時間に加えてもいいと、加えなさいというふうな通知が私は来ているというふうに理解しておりました。ですから、1日小学校で何こま、何時間授業があります。沿ってそれに伴う準備の時間、これを確保しなさいよという通知があったと思いますので、それを踏まえて授業に関わる小学校及び中学校の先生方の1日の平均授業時間、勤務時間はどれぐらいになるのかということをお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、教職員の労働時間ということかと思いますが、先ほど壇上で教育長が御答弁申し上げましたように、小学校教諭の週当たりの平均持ち時間は約26時間、中学校教員の1週当たりの平均持ち時間は約19時間ということで御理解をいただければと思います。

それから、これも教育長の方で御答弁申し上げましたように、教員の業務は多岐にわたり生徒指導、学習指導が複雑に絡み合う、一人一人の経験等も異なるため、その授業時間の準備時間も含めて個別具体の業務にかかる時間を数値化していくというのは非常に困難であるという状況であるので御理解をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） いろんな長時間勤務の実態を聞いているのではないのです。1つは授業に関わって小学校、中学校の先生方が授業するのに1日平均何こま教えているのかと、中学校も小学校もです。それで1こま教えるのに準備時間をそれと同等の準備時間を文科省は通知として出しているはずですが、それも勤務時間に入りますよということで、教える授業とそのための準備時間、これが勤務に入るわけですから、小学校では平均1日それが何時間になりますかと、中学校では平均何時間になりますかということを知っているわけです。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 勤務時間のお尋ねでございますが、今議員の方から

の御質問の中で申し上げますと、入校から退校までの在校時間の中に勤務時間が7時間45分と決められているということで御理解いただければ。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） そこはもうちょっと、私らはわからないから聞いているわけですから。さっき週の何十時間と今答弁がありましたけれども、1週間で小学校は持ち時間が26時間、中学校で1週間で19時間ということで、私が言ったのは勤務というのはその教える時間ももちろんそうですけども、その授業を教えるための準備時間も、1こま45分なら45分、それに相当する1時間余りの時間は勤務の中に入れてもいいですよという文科省の通知が私にはあったというふうに理解しているから、それを含めてどれぐらいかと聞いている。それを担保しないと、きちっとした授業もできないし、先生方もやっぱりその授業の準備をする時間がないと質の高い教育を補償することはできないというふうに思っていますので、あえてわざわざ文科省なんかは1こまの教える授業に対してそれに相当する1時間なら1時間の準備時間も勤務に入れなさいよという通知で私は理解している。だから、あとのいろんな部活とか長時間の原因を今聞いているわけではないのです。本業といえますか、教える先生の教える授業に関わって何こま、何時間、それに相当する準備時間は文科省が確保しなさいよというような通知もあるはずですから。それはないよというのは、そこを説明してもらわないといけない。ですから、私は授業とそれに伴う準備を含めて1日の小学校の勤務時間は何時間ですかということ。何回も言わせないで、質問させないでください。もう何回聞けばいいと思うのですか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほど御答弁申し上げましたように、小学校の1週当たりの平均持ち時間数約26時間、これが授業時間でございます。中学校の1週当たりの平均持ち時間数が約19時間、これが授業数でございます。そして1日当たりの勤務時間が7時間45分ということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 教育長がそれいろいろ詳しいはずですから。1こま教える時間が小学校では45分、それに相当する準備の時間を確保しなさいよということで、先ほど週の分は言うけど1日は言わなかったけど、1日として割ったら5.2時間ぐらいになると思うのですけども、その授業時間だけで。それは5.2時間で、本来は文科省の通知ではその授業時間に匹敵する準備時間も確保しなさいよということではないのでしょうか。そ

これは竹原市の場合はその通知はあるというのは、私の間違いなら通知はもうありませんよと、授業時間だけでやって、準備の分は勤務に入りませんよということなら別なのですが、そこはそうなのですか。竹原市の場合には授業をするための準備時間というのは、私はさっき言った1こま45分に相当する準備時間を確保しなさいよと、それを含めて勤務になりますよということで、先ほど5.2時間だったらその倍といいますか、それに相当する準備時間が要るわけですから10時間を超えるのではないですか。だから、それだったらむちゃくちゃです。ですから、竹原市の方の教育、小・中の先生方の準備時間は勤務時間に入らないと、文科省の通知はないと、あるかないかだけ聞いておきます。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 繰り返しになりますけども、まず1週当たりの授業時間約26時間、小学校、中学校約19時間、これと同じ時間の準備時間をとれという御質問かと思われませんが、何を根拠にそのように言われているのかよくわかりませんが、いずれにしても授業の準備時間につきましては個別具体的に、先ほど教育長御答弁申上げましたように、そういう時間を数値化するというのがなかなか困難であるということでもまず御理解をいただきたいと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 何回も同じ質問させないでください。私は1こま教える分、それに相当する準備の時間、先生方の準備の時間、これも勤務に入りますよと。これは文科省の通知が来ていると思って今確認しているわけです。だから、教育長は、いや、それは松本の誤解ですよと、授業の教える時間はさっき言った答弁だけれども、準備時間はその勤務の時間に入れてはいけませんよと、通知なんかありませんというなら、ありませんということを確認してください。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 授業については実際かつてした者としてお答えしますと、それは議員、どの通知のことをおっしゃってらっしゃるのか。質問の方は何年何月何日のおっしゃるのですが、それはあったのではないのか、ないのかという御質問になかなか私は答弁ができかねるところがありますが、今おっしゃっているところは、昨日の御質問にもありましたけども、給特法に関わる教職調整額のところでございます。それは今の給特法が策定された時の教員の時間外勤務が、正確には覚えておりませんが、1時間四十何分、それから算定して4%が算定された。現在では御承知のようにその時間外勤務の時間という

のはそれよりも2時間何分ですか、大きく変わっているわけでありますから、給特法の改定という議論もありますが、一部には給特法を今の時間外勤務の時間に充当して改革すれば、国だけで9,000億円から1兆円ということが算定される方もいらっしゃる、これは実現不可能だというような議論もあるわけでありまして。

話が横へ寄りましたけども、要はそういうことも含めて、先ほどから次長が申し上げておりますように、先生方の勤務というのは多岐にわたっていて、極端にいうと新聞を読むことも教材研究ですから、新聞を読んで、それを社会科の学習に使うということもありますし、ここからここまでというのがきちっとできないからこそ給特法の考え方があるわけで、加えて、今年教員になった人たちは物すごく教材研究をして臨みます。それを、ですからほかの業務からは少しそこは軽減して周りの者で協力していく。なぜか。子どもへの愛があるからです。だから、そういう中で先生方たちは様々な苦勞をしながら行っていくことで今は業務も増えて時間外勤務が膨大に増えている。だからこそ、そこをどういうふうに改善していくかという議論があるわけで、それは昨日申し上げましたように教育委員会として責任を持って指導していくことも必要である。もう一つは、今私が学校の方にアイデアはないですかというふうに申し上げているように、学校の中でアイデアを出しながら、それぞれの学校の実態、子どもの実態を踏まえて、また先生方の得意わざもありますし、また先生方の経験もある。そういう中で各学校ごとに自立を図っていただく。だから、金太郎あめのように切っても切っても同じことが学校であるのではなくて、この学校は教育委員会が主導することプラスこういう工夫をしていきますよ。この学校はこういう工夫しますよ。そういうことが各学校の自立につながって特色につながるのです。こういう理解を大枠ではしておりますので、なかなか1つの授業についてどれだけ時間かかるのかということに対しては、先ほどから次長が御答弁申し上げておりますように明確にお答えすることは困難であると、こういうふうに御理解いただきたいと思っております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 昨日も今日もりましたが、タイムカードにパソコンの管理ですか、時間管理で6月1日からやるということは、その時間の管理では前進かなと思うのですが、先ほどの緊急提言の中にある厚労省のガイドライン、先生方の時間管理、勤務管理といえますか、これをやっぱり今教育委員会なり校長、特に教育委員会の責務というような指摘もありまして、どういった一つの基準に置くかというのは厚労省のガイドラインというふうに受けとめてよろしいですか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 時間管理の関係でございますが、厚労省のガイドラインにありますように、適正に行うようにということの中で今回のシステム導入ということになっております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それは適正にやってもらわないといけないのですが、私がガイドラインというのはその時間のことなのです。1日8時間、週40時間、年360時間でしたか、そういったガイドラインがあります。これを基準にして、例えば1日8時間、それを超える分が超過勤務です、そこの実態把握に努めますというような理解でいいのでしょうか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今、議員の御質問については、我々でいう時間外在校時間のことも含めた御質問と思いますが、在校時間とは先ほど給特法の関係で教育長も御答弁申し上げましたように、在校時間は入校時刻から退校時刻までの在校時間、それから勤務時間の7時間45分と休憩時間の45分、合わせて8時間30分を引いた時間を時間外在校時間というふうに認識してございます。したがって、途中で勤務地を離れた場合であっても、再度、また用があつて学校に戻った場合、そういったことも含めましてその日に最初に入校した時刻からその日に最後に退校した時刻までのトータル時間をカウントしますので、時間外在校時間イコール超過勤務時間とは考えていないということで御理解をよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 労働基準法は先ほどから何回か引用しましたが、そこでは1日8時間、週40時間を超えて働かせてはならないという原則であつて、いろいろ三六協定とか、いろいろ批判的な内容の文があるわけですけども、今日はそこは別として、厚労省の告示第154号というのは1日8時間、週40時間、年360時間だと思いますが、これを超えたものが長時間労働で、特にそこが問題になっているのは8時間、週40時間を超えた分の労働勤務時間。ここを超過勤務というし、この基準に基づいて市の方がいろんなパソコンで管理してやるというのは6月1日からやられるのでしょうかけれども、何を基準にするかというのが大切であつて、それはこの厚労省のガイドラインというのが1日8時間、週40時間ですよというのは間違いないですねということを何回も確認しているので

す。それは間違いないのか。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 教育委員会，学校におきましては入校と退校時間の管理をしているということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） そういう言い方ですと，基準がどこに置いているかわからない。とにかく入ってくるのと出る分だけの分をやるだけですよという，それもつかまないとはいえませんが，つかんだ方がいいということなのですから，一番大切なのはやっぱり先ほど言った厚労省のガイドラインの基準，これを超えている部分がどれだけ先生方が実際にやっておられて，それが健康とか，壇上で紹介しましたようにいろいろ子どもたちの学力の問題，部活をやり過ぎて教育力が低下しているということまであえて厚労省は発表しているわけですから。ですから，この先生方の勤務時間の長時間労働の解消，これはもう待たなしの緊急課題ということだと思っております。それで先ほど，今朝もありましたように大きな役割は国や県の役割が大きい。定数の問題や教員の人件費の問題があつてというのは承知しております。ですから，そういった中で竹原市としては何ができるのかということで，私は部活の問題も取り上げました。それでそういった先生の長時間労働の分であえて緊急提言，中間まとめということも何回も引用させてもらつて。ここには業務改善計画ということ文科省の方はつくりなさいと，いろんな県教委等に指示をしています。

しかし，情報公開で竹原市ではそういう先生方の業務改善計画もつくっていないということで，今日の質問に対する答弁では，文科省の緊急提言の前に既に竹原市は業務改善に取り組んでいるという答弁がありました。ですから，業務改善計画をやろうと思ったら，先ほど言った厚労省のガイドラインを越える時間外勤務，在校時間に関わる時間外勤務を何がやっぱり原因なのかということで，先ほど私が繰り返し授業に関わる部分を尋ねたのは，授業とその準備だけでも8時間を超えるのではないかとというのがあつたわけですから。それ以外に部活とか，いろんな様々な業務が先生方に押しかかってくる。これでは本当にもうたまつたものではないと。過労死ラインを超える竹原市の，先ほどそういった人数も報告しました。これはもう無条件で解決しなくてはならない問題だと思っております。それで文科省の緊急提言の前に竹原市は先行して取り組んでいっていると。その割にはなかなか実行が伴っていない。時間の短縮という実行が伴っていないのを私は大変心配するわけですから，少なくとも答弁で教育長は文科省の提言前より既に業務改善につながる具体策を

掲げながら取り組んでおりますということでした。そこで、そういう先生が本来担うべき業務とか、先ほど壇上で3項目指摘しました。その仕分け、先生方の業務でやっておられる仕分けといたしますか、授業はもちろん最優先なのですが、あとは部活なんかは外部に委託してもいいですとか、そういった仕分けをしてそれに対する改善策を一つ一つとって行って長時間労働、長時間勤務を解消しなさいというのが文科省の指導といたしますか、そういう柱になっています。ですから、先ほど答弁があった文科省に先駆けてやっているということは長時間の具体的な内容は整理されて、そこに対する対策をとっておられると。業務改善の計画はないけど、計画がないこと自体が私は不思議なのですが、ないけれども具体化しているというのはどういうことなのでしょうか。そこはもう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず先ほど来、厚生労働省のことを議員の方から質問の中でお聞きしますが、我々としても厚生労働省において100時間を超えるまたは2カ月から6カ月間にわたり大体80時間を超える事実と過労死とは関連性が高いという基準を示されておりますので、そうしたことから竹原市の教育委員会におきましては教職員の時間外在校時間が80時間を超えますと校長からヒアリングを行いまして、その職員の状況を見ながら医師によるカウンセリングの必要性を検討してもらおうという取組も行っております。労働安全衛生法をもとに厚生労働省から時間外休日労働時間一月あたり80時間を超える80時間超の労働者については、申し出があった場合、医師による面接を受けさせるという努力義務が示されております。これをもとに、竹原市教育委員会としても、そういった指導を校長にしてまいりました。

その中で、今業務改善につながる計画をつくっていないという御指摘でございますが、本市におきましては平成28年度から1つ、授業実績簿の改正、2つ、出席簿の改正、3つ、長期休業中の休業日の設定、4つ、部活動の休養日の徹底、5つ、時間外の在校時間月80時間以上ゼロ人、6つ、時間外勤務の実態把握、7つ、ICT支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用、8つ、スクールサポートスタッフ等の事務支援員の配置、9つ、部活動支援員の配置、10、指導要録の電子化等について、目標を設定し取り組んでまいりました。これを1つの計画として取り組んでございますので、今回の国のまとめによる部分で改めて計画はつくっていないということでございますが、これまでこの今言いました10項目のうち7番目まではおおむね具体的な取組ができておりますの

で、今後におきましてもまだ取組が不十分な部分についてはこれからも取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、業務整理の考え方でございますが、やはり先ほど来より御答弁申し上げておりますように教職員の仕事は多岐にわたっておりますし、かつ複雑に絡み合っているという実態もございます。また、地域の行事であるとか活動とも関連するものでございますので、現時点では中間まとめにあるように単純に学校の担うべき業務と学校以外が担うべき業務とに分けるといふことは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 残り5分前になります。

13番（松本 進君） 今、次長の説明がありました。7項目ぐらいまでは進展しているということで、あと3項目ということかもしれませんが、竹原市が取り組んでいる業務改善計画で、あと3つやればという言い方になるのかもわかりませんが、10項目課題があって、今7項目までやってきたから、あと3つは何とかクリアすれば長時間勤務は解消できるというふうに理解していいのでしょうか。

それともう一つは、私はそうでないからということでは聞いています。それは文科省の中間まとめというのがはっきりあるわけではあります。壇上で言いましたように、学校以外が担うべき業務というのを先ほど言いました。これも四、五項目書いてあります。あとは学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務ということも書いてあります。この中に部活動があるということも先ほど紹介しました。それから、教師の業務だが負担軽減が可能な業務という、この3分類に、これは文科省の緊急提言に基づく中間まとめ、総合的な方策ということで文科省がまとめた内容です、私がこう言っているというのではなくて。ですから、こういった文科省のまとめで学校以外が担うべき業務を整理する、教師が担う必要のない業務は何なのか、教師の業務だが負担軽減が可能な業務というのがここに書いてあるわけではあります。これを拾い上げて整理する。そして部活の分でいえばわかりやすいから部活のことを言ったのだけれども、竹原でいえば39部活があつて2,600万円でしたか、それだけお金があれば部活のところの先生の負担軽減ができるということを実体的に申し上げました。ですから、あと部活の問題わかりやすいわけですから、そこは39項目、2,600万円、その外部指導の派遣事業をやれば、部活で先生方の時間が軽減できる、負担軽減できるということになるわけではあります。なぜこの竹原市ではこういう文科省の中間まとめの整理が、これは難しいのはわかります。難しいのはわかります。

ど、ここに項目が書いてあるわけだから、これは教育委員会の仕事として、さっき言った3分類に分けて先生の担う業務、先生の担う業務だけでも負担軽減ができる業務、学校以外の業務というようにこの3つの分類が大きな柱であるわけですから、これは少なくとも分類をやらなくてははいけないし、文科省の指導ではないのですか。これについても、もうやる必要がない、さっきの項目であれば長時間労働の解消ができるというふうな認識でいいのかどうかをあわせて御答弁ください。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほど御説明しました28年度から我々の方で取り組んでいるものの中には授業実績簿の改正であるとか出席簿の改正、これは教師がやるべきことの中でも改正を進めている、取組を進めている。それから、部活動支援員の配置についても、現在教育長御答弁しましたように一定の配置をされているというふうなことで、我々この御説明しました10項目全てのうち7つまでが全て終わったというふうにはお答えしておりません。今取組を進めているということで、これからもこういった、今御説明した10項目については重点項目として取り組む、そういったことの中で国の中間まとめにあるような業務仕分け、業務整理が必要なものについてはこれからも進めていく。今の中でも10項目の中にある程度その業務が整理をされているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（道法知江君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により2時45分まで休憩をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時47分 再開

〔議長交代〕

副議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、川本円議員の登壇を許します。

6番（川本 円君） ただいま許可をいただきました快政会の川本円でございます。発言通告に従いまして、平成30年第2回定例会一般質問をさせていただきます。

本日は大きく2点ほどお伺いしたいと思っております。

まず1点目でございますが、住宅火災に伴う市の対応について伺います。

昨年の12月18日に発生した港町の建物火災において家屋の4軒が全半焼し、火元となった1名が死亡、負傷者はなかったものの北崎集会所へ避難するという事例がありました。今回お亡くなりになった方につきましては心からお悔やみを申し上げるとともに、被災されました方には思いがけない災害に御心痛はいかばかりかとお察しいたします。

さて、今回はその被災された御家族から私のところへ相談を受け、その内容と市の対応について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、被災されたことで着のみ着のまま何もない状態で集会所に避難し、その後、市営住宅に一時的に入居、親族や近隣の支援を受けながら不安定な精神状態の中で何とか日々を送っているとお話を伺いました。何の非もないのに一夜にして火災に見舞われ、自宅を焼失して今まで築いた財産や思い出までも失う結果となり、私では到底想像もつかない経験や思いをされてきたことでしょう。そのような中、市の対応はどのようなものであったのか、改めてお聞きしたいと思えます。

私がお聞きした話では、災害後の手続として国民保険、年金、介護保険、固定資産税、罹災ごみなど多岐にわたり、そのほかでは自動車免許の再交付、消防への報告、火災保険の手続など、上げれば切りがありません。その中でも市への手続についていえば様々な再交付や減免措置が主となると思いますが、窓口がそれぞれ違うため、手続に関する様々な質問や要望があっても、かなり時間を要することになったとのことでありました。先ほども申し上げましたが、被災された方の精神状態から考えても、できるだけ窓口を一本化するなど、必要性があったのではなかろうかと思えますが、市はどのようにお考えでしょうか。

次に、被災された方と総務課と私の3者で面談をする機会があった時に、市営住宅への一時入居の際に事前に部屋の状況を確認しないまま鍵を渡した経緯があることがわかりました。当然、部屋の現状は蜘蛛の巣が張っていて、到底人の住める状態ではなかったとの話であります。その部屋を掃除する道具もなく、対処に非常に苦慮したとも言っておられました。また、火災から面談の日まで市からの声かけやフォロー等もないため、市に対する不信感が募ったとの発言もありました。これに対して、市として被災された方の立場に立ち、心に寄り添った対応ができたのか、ただ単にマニュアルに沿っただけの冷たい対応になっていなかったのか、いま一度考えていただきたいと思えますが、その点について市の見解を伺いたいと思えます。

次に、被災後に支給される日赤による物資と市からの見舞金について伺います。

まず物資については、日赤が靴下、毛布、タオル等の支給をされておりますので、私の方から問題としては言えませんが、あくまでも1日をやり過ごす程度の物品であり、食料や生活用品は当然含まれておりません。着のみ着のままで焼き出された方にとってはお世辞にも十分とは思えません。罹災証明の手續や消防への損失額の提出期限が1週間とされる中、今日一日をどのように暮らすのかと考える状況を考慮しても、食料や生活用品を含めた市独自の物資の支給や見舞金、今現在は全焼については3万円、半焼については1万5,000円です、の増額が必要ではないかと思いますが、市の見解を伺います。

最後に今回の市の対応、全体的に災害応急対策計画に沿ったものであったのは間違いないと思います。果たして、それでよかったのか。市対人ではなく、人対人の対話や本当に相手の立場に寄り添った対応が必要ではなかったかと思えます。被災された方の最後の言葉として、今回はまれなケースだったので職員の方も大変だったと思いますが、もっと真摯に向き合ってくださいものと思っていました。また、今後においては私たちと同じ境遇に遭われる方がおられましたら、どうか本当の意味での行政サービスをやってあげてくださいとおっしゃられました。何ができるかではなく、何をやるかで人の気持ちはがらっと変わります。どうかいま一度今回のことで反省すべき点、改善すべき点を洗い出し対応に当たるべきと思いますが、市長の御所見と今後の被災者に向けた行政のあり方について伺いたいと思います。

続いて、大きな2番目でございますが、指定避難所の施設についてお伺いたします。

本年も6月に入り梅雨入りが発表される中、大雨による洪水や土砂災害が心配される時期になりました。毎年、大小問わず大雨による自然災害が発生し、市民生活に影響が出るわけではありますが、今まで市の対応も災害応急対策計画に沿った適切な処置を行ってきたところではあると思えます。特に大規模な災害については、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設または場所を指定しているところがあります。それは避難し災害により家に戻れなくなった住民等を避難、生活させる施設として指定緊急避難所の指定をしており、多くは学校やその体育館、公民館、地域の会館であろうと思えます。災害の種類により使用できる施設は細分化されていますが、地域の皆さんにとっては非常に重要な拠点になっております。その施設においても、もし中・長期にわたり滞在を余儀なくされた場合に、誰もが快適までとは言わないにしても不便の少ない居住空間でありたいものです。そこで考えられるのは、避けて通れない問題としてトイレが上げられるのではないかと思います。避難される方の中には弱者といわれる子どもや

お年寄りも多いと思われ、ふだんの生活とは違う環境での生活になじめなくて体調を崩すという話もよく耳にいたします。そのような中、トイレの洋式化の推進を強く求めたいと思います。実際、今現在の自宅で和式トイレを使用される方は少ないのではないのでしょうか。なじめない和式トイレの使用に戸惑いや苦慮する場面にこれからも遭遇するのではないのでしょうか。また、教育施設に限定して言えば、先月15日付の中国新聞の記事に「府中教委が2023年度までに和式トイレを洋式に切りかえる方針を決めた」との報道があり、財政的には多額の工事費を必要とされるが、和式を残さない方向で進めていきたいとも言っておられました。竹原市においても、その時代のニーズや風習に合った対応が求められているのではなかろうかと思いますが、今後のトイレの洋式化の取組について以下の3点についてお伺いしたいと思っております。

まず1点目は、指定緊急避難所のトイレの総数とその洋式化率は幾らでしょうか。2. 教育施設での洋式率は県平均の32.4%に対して竹原市の現状はどのようになっていますでしょうか。3. 洋式化の必要性の認識と求められるニーズに対して、今後の対応はいかがなものでしょうか。お聞きしたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。よろしく願いいたします。

副議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 川本議員の質問にお答えいたします。

まずもって昨年の住宅火災でお亡くなりになられた方に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に対しまして改めてお見舞いを申し上げます。

それでは、1点目の住宅火災に伴う市の対応についての質問でございます。

市役所での諸手続に関する窓口の一本化につきましては、常日ごろから市民の方が訪れている窓口で他の手続が必要となる場合、該当する手続を担当する部署の職員が集まり、同じ窓口でそれぞれの内容を説明し必要な手続をしていただくなど、被災者の方の状況に応じた対応を行っております。今回の件につきましても、1つの窓口異なる部署の担当者が集まり、必要な手続をしていただいたものと認識しております。

次に、災害見舞金につきましては住居が災害により被害を受けた場合に被害の区分に応じ被災された方へ支給するものでありますが、市の災害見舞金支給要綱のほか、その金額の基準を定めたものではありません。

一方、物資につきましては災害発生時における応急的な救援を図るため、別に定められ

た基準により日本赤十字社が支給しているものでありますが、市として独自の物資の支給については現在のところ実施しておりません。現行の災害見舞金の額を増額することや市独自の物資を支給することについては、社会経済情勢等を踏まえ、他市町の状況等も参考にしながら今後の検討課題として調査研究をしてまいります。

次に、被災された方と行政の関係につきましては、日ごろからの信頼関係の構築が大切であると考えております。市役所へ相談しやすい環境はもとより、被災された方の立場、その方の心情に配慮した細やかな対応を今後とも引き続き行ってまいります。

次に、2点目の指定避難所の施設についての御質問でございます。

災害発生時の指定避難所においては、食料の調達、暑さ寒さ対策やプライバシーの確保等様々な課題がある中で、トイレ対策は避難された方の健康維持はもとより指定避難所の衛生対策を進める上でも重要な課題の一つであると認識しているところでございます。こうした中、指定避難所のトイレにつきましては平成30年4月1日現在、総数256基のうち洋式トイレは96基であり、洋式化率は37.5%となっております。また、学校教育施設のトイレにつきましては、同日現在総数392基のうち洋式トイレは138基であり、洋式化率は35.2%となっております。誰もが使いやすいトイレを確保していくために、関係する施設のトイレの洋式化には今後取り組んでいく必要があります。しかし、過去の災害事例を見ますと、災害発生後に水洗トイレが使用できなくなることも想定されることから、携帯トイレの備蓄を増やすことなどの取組も行ってまいりたいというふうに考えております。このほか避難された方の負担軽減を図るための取組も重要であると考えており、多様な視点から必要な対策を検討、実施し、指定避難所における総合的な生活環境の向上に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、災害に遭った後に、市の方でのいろいろな諸手続を窓口業務、先ほど一本化という話が出ましたが、そのあたりをお聞きしたいのですけども、先ほどの答弁の中で常日ごろから同じ窓口でそれぞれ内容を説明し必要な手続をしていただくなど、被災者の方の状況に応じた対応を行っているとの御答弁をいただきました。それは今回の住宅火災に対してやったのか、それ以前にこういうふうなシステムが構築されていたのかというのをまず

確認の意味でお聞きしたいと思います。

それとあわせまして、そういった被災された方の窓口業務の案内をするための紙ベース的なものがあったのかどうか。何か話を聞きますと、全部口頭で説明されて、どうも慌てていたということもあって頭に入ってこなかったという話を伺ったもので、あわせてその2点お伺いしたいと思います。お願いいたします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

市役所での諸手続に関する御質問でございまして、窓口の一本化につきましては先ほど市長も御答弁申し上げましたが、その方の状況に応じまして従前から行っていたということでございます。今回の件につきましても、税務課の窓口におきまして市税、国民健康保険、介護保険に係る3つの手続をしていただいているというふうに確認をいたしております。

また、各種手続の説明方法につきましては、被災者の方に被災後に必要な手続をまとめた一覧表をお渡しするなど、よりわかりやすい説明に努めてまいったというものでございますが、議員からお話ございましたように一部で口頭だけの説明で、全てが全て紙ベースではなかったというのもありますので、その点は反省点であろうと確認しております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 6番川本議員。

6番（川本 円君） 一部漏れていたということです。絶対漏れないように、一通りできる範囲のことは全部紙ベースで渡していただけるようにくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

続いて、順番が前後したかもしれませんが、被災者が被害に遭った後に集会所に一時的に避難されたというふうにお伺いしました。その時に集会所に移動された、避難された時の市の災害対応はどのようなものであったのか。時系列で説明していただいたらありがたいのですが。

それとあわせまして、その後に今度は市営住宅を御案内したという流れになっております。被災者に向けて今現在どれぐらいの市営住宅を確保し、またその管理はどのようなになっているのか。そのあたりをお聞かせいただけますか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） このたびの火災の関係で火災発生日の市の対応という御質問で

あろうかと思しますので、市営住宅の関係につきましては後ほど建設部長がお答え申し上げます。

まず火災発生日の市の対応でございますが、昨年、平成29年12月18日月曜日に発生いたしまして、3時25分に東広島市消防局から火災発生の連絡を受けました。総務課の担当職員が火災現場へ参りました。その後、8時15分に総務課から社会福祉課へ情報提供ということでございまして、被災状況、全焼4軒、半焼1軒というものを把握しております。その後、8時35分に社会福祉課職員が集会所へ、これ日赤の物資の関係でございますが、毛布を運び、被災者と面談をいたしまして今後の生活面のこととか困り事などについて聞き取りを行いました。その後、9時に庁内の連絡会議におきまして今回の火災についての情報を関係者で共有をいたしましたものでございます。その後、時間があきますが、各所属で整理いたしました上で15時30分に今後の対応に係る担当者の会議を開催いたしました。関係課といたしまして、総務課、税務課、市民課、都市整備課、社会福祉課の職員で打ち合わせを行いまして、その後、都市整備課の職員が市営住宅に御案内したということでございまして、その後、16時55分に市営住宅への入居を確認、そしてその他といたしまして同日中には国民健康保険の保険証を窓口にて再交付をさせていただいたというものでございます。日がかわりまして12月20日水曜日でございますが、市税、国民健康保険、介護保険の手續につきまして税務課の窓口の方で、先ほど申し上げましたが御説明をさせていただきました。その2日後の12月22日金曜日に社会福祉課の職員が被災者を訪問させていただきまして、災害見舞金等について御説明を申し上げます。その後、12月25日月曜日に社会福祉課職員が再び被災者の方を訪問させていただきまして、災害見舞金を手渡しさせていただきました。その際でございますが、土曜、日曜を挟んでおりましたことと対応が遅れてしまったことをおわびを申し上げた次第でございます。年が明けまして翌年、平成30年1月16日火曜日でございますが、各種の手續の進捗状況につきまして庁内で連携を図りまして国民健康保険、国民年金、介護保険、市税の関係の手續が済んでいることを確認したということでございます。

私からは以上でございます。

副議長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から被災者用の市営住宅の現在のストックの状況と管理についてお答えいたします。

まず自然災害や火災などで被災した方に提供する市営住宅につきましては、常時2戸程

度を確保いたしております。また、管理につきましては市営住宅で公募で入居者が決まった際には事前に市職員による部屋の点検，掃除等を行っております。今後は被災者への仮住居の紹介に当たりましても事前に空き部屋への状況を確認し，必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

最初の総務部長が言われた見舞金の支給が12月25日になってしまった，遅いかなというふうに，あくまでも見舞金でありますからあれなのでしょうけど，できるだけやっぱり手持ちがないというのは大変不安な状態になると思いますので，その対応はくれぐれも次回からはそういう後手後手にならないように，早目早目の対応の方をお願いします。

それから，仮住居のことについてですが，今2戸ほど用意しているということ。一番やっぱり被災された方にしてみれば，やはり蜘蛛の巣が張っていたということなので，時間的に掃除する時間が余りとれないということも後々聞いたのでありますが，やはりあくまでも仮住まいにしてもある程度の軽い掃除をして御案内できるようなことは礼儀としてやっておかないといけないことだと思いますので，そのあたりしっかり取り組んでやってください。お願いいたします。

続きまして，今度は先ほど言いました見舞金のことについて，それとあと物資のことについてお伺いしたいと思います。

まず見舞金の増額や市独自の物資の支給については，社会情勢や他市町を参考にしながら今後検討し調査研究してまいりますと答弁をいただいたところであります。がしかし，いろいろな手続，先ほどいいましたがいろいろな手続，とりわけ消防の方の報告が火災発生日から1週間以内というふうなことを言われたと言っております。そういった限られた時間の中で，当然その間も生活をしなければいけません。当然必要な生活用品も買わなければならないし，当然食料もそうです。あと通信機器，やっぱり携帯，それから移動手段の確保もしていかなければならない中，市として今現在の見舞金や独自の物資がないことが行政サービスにおいて，果たして今の状況が十分と思われているのかどうか。そのあたりを確認したいと思います。お願いします。

副議長（高重洋介君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） それでは，災害見舞金と災害の救援物資の件についてお答えい

たします。

まず災害見舞金でございますけども、災害見舞金につきましては災害に遭われた方へのお見舞いという趣旨のものでございまして、市の要綱に基づき支給をしているといったような状況でございます。額でございますけども、幾らの額が適正かということにつきましては、この額についての基準というのは特に定められたものがございませんので、なかなかどの額が適正かという判断が難しいというふうに思っております。今後につきましては、答弁にもありましたように社会経済情勢等も踏まえながら、また他市の状況も参考にしながら調査研究をしていきたいというふうに思っております。

次の救援物資でございますけども、市独自の物資というものがございませんけども、日本赤十字社の救援物資というのがございます。これは赤十字社の規定によります物資を市を経由して支給しているといったような状況でございます。内容につきましては、毛布、バスタオル、寝巻き、救急セットといったような内容になっております。この救急セットといいますのは、この中身を申し上げますと、包帯ですとか風呂敷、あとタオル、ビニール袋、ポリ袋、コップ、フォーク、スプーン、歯ブラシ、洗濯ばさみ、物干し用のロープ、携帯ラジオ、LED懐中電灯、電池、また災害時に気をつけたい症状などが書かれている冊子がセットになったものを支給しているということで、生活用品も一部ではありますけども支給されているといったような状況でございます。先ほどお話がございました状況もよく判断して、早目の対応、早目の支給ということを心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

済みません。私の勉強不足で、だから日用品も中には含まれているという話ですね。先ほど部長が答弁いただいたように、中身については十分とは言えませんが、あるのでしたら一安心でございます。先ほどの見舞金もあわせて、こういった物資の支給も可能な限り早い段階でお渡しできるように、これは努めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に私の壇上での質問で今回のことで反省すべき点と改善すべき点の洗い出しについて聞きました。が、答弁の中では具体的にその説明がなされていなかったように思ひますので、市として今回の対応についての課題は一体何だったのでしようかということをお聞きしたいのですが、答えられる範囲で結構です。お願ひします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

御質問ありましたように、今回の市の対応についてということでございますが、先ほど12月18日発生後からの時系列の説明をいたしました。その中でございましたように、できる限りの被災者の負担を軽減するため、庁内での連携を図りながら必要な事務処理は行ったものと考えておりますが、その一方で議員の御質問の中にもございましたように、被災された方がもっと真摯に向き合ってくださいるものと思っておりましたという発言もございましたということもありますので、被災者の方に一部配慮に欠ける対応があったように受けとめられたことに関しましては、反省すべき点ではなかろうかなというものがございますので、今後その点は生かしていかないといけないと思っております。

今後につきましては、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、口頭での説明というものではなくて、ちゃんと資料を用意いたしまして、もちろんわかりやすい資料というのがございますので、それに基づいてわかりやすい説明と被災者の立場や心情に寄り添った細やかな対応ということを行いまして、一層被災者が市役所の方へ相談しやすい環境づくりと、そういったものは努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 是非ともそういった心のこもった、先ほど言いましたように人対人の温かい対応を望みますので、是非ともよろしく願い申し上げます。

それでは、その次の2番目のところのトイレの洋式化について再質問させていただきます。

まず1つ目が指定避難所のトイレの洋式化率は37.5%ということですが、衛生対策を進める上でも重要な課題の一つと認識されているという上で、今回の数字は本当に適正なものと考えていらっしゃるのかどうか。このあたりをお伺いします。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 指定避難所のトイレの洋式化率という御質問でございます。

率で単純には比較はできないと思いますが、少し前のデータでございますが、平成28年4月1日現在の、把握しておりますのが県内の小中学校の洋式化率は32.4%というふうに把握しております。一方で、本市の指定避難所となっている施設のうち、小中学校の体育館のトイレの洋式化率は平成30年4月1日現在で48.1%となっております。

トイレの洋式化ということでございまして、誰もが使いやすいトイレを確保していくためには関係いたします施設のトイレの洋式化に取り組んでいく必要があるとは思っております。ただし、市長御答弁申し上げましたが、過去の災害事例を見ますと、災害発生後に水洗トイレが使用できなくなることも想定されると、こういったこともございます。そうしたことから、携帯トイレの備蓄を増やすなどの取組も行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） わかりました。今、学校施設のこと、教育施設のことあわせておっしゃったので、今度はそちらの方でお聞きします。

以前の同僚議員の方から質問がありました、この教育施設におけるトイレ、校内も校外のトイレも含めた御質問をされたと思います。その時に御答弁の中に大規模改修の際にトイレの洋式化を進めていきたいとの答弁をいただいております。果たして、今後においてこの大規模改修という機会、本当に今後あるのかどうか。皆さんも御承知のとおり、忠海学園、小中一貫校、義務教育学校として吉名学園というとかなり大きな大規模改修があった後でございますので、私が考える中ではなかなかそういった大きな改修が今後見込まれないのではないかというふうに察するわけでございます。その時に、ない場合にどういふふうな対応をしていくのか。もし、仮に改修があった時に、いわゆる大規模改修があった時には昔答弁でいただいたように必ずその洋式化の方向に向いていくのかどうか。このあたりを改めてお聞きしたいと思っております。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 学校施設ということでの洋式化のお話でございますが、以前この議場においても議論がなされた部分については、確かに洋式化のお話の中ではありましたけども、やはり洋式のトイレを使用しない子どもがいるという中でトイレ全体をきれいにするということではたしか記憶をしております。例えばドライ方式であるとか衛生面に配慮した形でトイレ全体のそういう改善をということの議論の中であったというふうに記憶をしておりますが。

それはさておきまして、今回まず大規模改修という機会があるのかということにつきましては、先ほどの一般質問でも出ておりました公共施設等の総合管理計画、これを上位計画としまして今後は類型ごとの施設の管理をどうしていくのかという部分を、ある意味こ

これは長寿命化に向けた中・長期的な各施設の管理計画というのを今後まとめていく方向になろうと思います。その中であって、学校施設においては一定には例えば機械設備、校舎、屋根防水というのを、これぐらいの周期で改修するべきだという素案を持っておりますけども、これについては予算の関係も含めまして庁内全体的の中で調整がなされていくものというふうに考えておりますので、そうした例えば大規模改修、今年度で申しますと竹原中学校が外壁改修ということで、ある意味大規模改修という定義にはならないのですけども、一定の予算をつけた改修がある時にそれぞれの校長に学校の状況も聞きながら、その一定にまとまった予算がついた時に、例えばほかにも修繕したいところは各学校持っていたら、優先的に直してもらいたいところがございますので、そういったところも調整をしながら検討をしていく。以前にこの議場で御答弁させていただいたところでは、そういう大規模改修等で一定のまとまった予算がついた時に効率的に検討していくという趣旨で御答弁させていただいておりますので、私の答弁は今の繰り返しにはなりますが、その当時と比べて変わっている点としましては、今後学校施設の長寿命化計画の中において洋式化をしていくかどうかも含め検討をなされるべきだというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） ですから、長寿命化計画に沿って、今後その場面場面において対応していくというふうな解釈でよろしいわけですね。

それにしても、冒頭の指定避難所のトイレの洋式化について質問したのですが、教育施設の方に偏って申しわけないのですが、単に避難所だけではなくて学校のグラウンドとかといったらやっぱり校庭開放とか、ほかの団体も使っておられるということもありますので、避難所だけで捉えるだけではなくて人の集まるにぎわいを生む場所として考えてもやっぱり洋式化率はどんどん何らかの形でこれ推し進めていかなければいけないことではないかと私自身は思っております。水回りのことですから、やっぱり金額にしたら結構な金額ということもお聞きしておりますので、できる限り可能な範囲で、またできるだけ早い段階で洋式化率を上げていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に3つ目として携帯トイレというお話がありました。携帯トイレの備蓄を増やす取組だけで指定避難所における総合的な生活環境の向上とまず言えるのかどうかというふうなのがまず疑問に思いました。御説明の中に、やっぱり断水が起きた時にそれで

は使えないのではないかと。まことそうなのではありますけども、私がイメージしていたのがまず和式トイレによくかぶせて使用する簡易的洋式トイレというものがあります。その方向で、それなら余りお金はかからないと思うのですけども、携帯トイレもいいのですけど、やっぱりプライベートな部分でもありますから、そういった携帯、簡易的な洋式トイレ化という方向性では考えられないものなのかというのを伺いたしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 指定避難所におけるトイレということでございますが、トイレの対策につきましては避難された方の健康維持はもとより、一番は衛生対策といった観点から避難所における様々な課題の一つの中でも大変重要なものと考えております。携帯トイレとともに、先ほど議員の方から簡易洋式トイレということでおそらく和式の便器にかぶせるような形ということでございます。総合的な生活環境の向上を図る一つとして携帯トイレとともにその簡易洋式トイレ、今御提言がございましたが、その備蓄につきましても取組につきましては検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 6番川本円議員。

6番（川本 円君） 携帯トイレというのを見たことが私一度もないのですけども、今現在どれぐらい備蓄されておられて、今どこにどういうふうな形で置いているのかということをお伺いしておきたいのですけど、よろしいでしょうか。

副議長（高重洋介君） 答弁ができないようであれば、後ほど調べてお願いいたします。

6番川本円議員。

6番（川本 円君） では後ほど、ごめんなさい、教えてやってください。

それでは、もう最後の質問とさせていただきたいと思います。

まず災害や被災された方の対応に戻るわけなのですが、まず3者で面談する機会があった時に、今回対応に当たった職員の話もよくよく聞きました。その仕事内容のものは当然聞いていたら間違ったことは言っておられなかったと思います。しかし、ここで100点満点でいうと100点の仕事をしていたのはしていたのですけど、やはりこの場合はやっぱり120点ぐらいの点数をとれるだけの仕事が必要ではなかったかと、僕はその時思いました。被災された方が求める本当の意味での行政サービスとおっしゃいました。誠実に答えるためにも、いま一度職員の教育を含めた相手の立場に立った細やかな対応をお願いしたいと心からそう思うわけでございます。

最後に、やっぱり市長に今回の災害対応、それからその被災された方への対応を含めて、あと職員の教育まで含めて市長の思いと今後のお考えをお聞きして最後とさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

副議長（高重洋介君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 特に災害被災、火災等で罹災された方というのは本当に心痛のきわみといひますか、大変な思いの中で罹災後生活をされていらっしゃるといふふうに思ひます。今回御指摘をいただきました件につきましては、我々市役所としては真摯に受けとめるべき事項といふふうに認識をしております。もちろん、罹災された方が通常の心理状況ではないといふことを踏まえれば、市側の対応は、これもまた通常でない対応が必要かといふふうにも認識をしております。今後の対応につきましては、今回御指摘いただいたことを踏まえまして職員は一定には答弁のとおり対応はさせていただきますけれども、なお一層の対応に心がける必要があるといふふうに思っておりますので、そのように御理解いただきたいといふふうに思ひます。

また、トイレ等の御提言等も承っておりますけれども、特に公立学校施設の場合はこの間耐震改修等で大規模な財政投資がありまして、特に全国的に教育施設の施設整備費の不足といふものは全国各地の自治体の長が国に対して押し述べているところでもござひます。そういった中で、今後やはりしっかりとした財政措置を求めべく我々としても取り組んでいく中で、これら施設の延命化に資する経費の捻出につきましても全体として取り組んでまいり所存でござひます。このたびの提言を踏まえまして、さらに人材育成かたがた政策の推進にも努めてまいりたいといふふうに思ひます。

副議長（高重洋介君） 以上をもって6番川本円議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、明日6月20日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時26分 散会